

## 第3部 風水害応急対策

## 第1章 災害応急活動体制

### 第1節 災害活動体制

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

#### 1 風水害準備配備体制

風水害事前配備体制をとる前で、災害が発生するおそれが今後高まると予想されるとき、災害発生に対する必要な準備を、各関係班長の協議により、予め実施するための体制であり、職員の動員配備は風水害準備配備の職員をもって配備する。

##### (1) 体制開始基準

- ア 気象注意報(大雨、洪水、強風のみ)が発表されたとき  
(ただし、勤務時間外の参集は不要とする)

##### (2) 終了の基準

- ア 気象注意報が解除されたとき
- イ 風水害事前配備体制がとられたとき
- ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

##### (3) 組織構成

- ア 指揮統制部(指揮調整班、広報班、議会班)
- イ 市民対策部(避難所・市民相談班)
- ウ 産業対策部(農林班)
- エ 土木対策部(道路対策班、公園対策班、下水道対策班)
- オ 給水対策部(水道総務班)
- カ 消防対策部(消防本部班)

##### (4) 処理事項

- ア 気象状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 避難所の開設準備に関すること
- ウ 班長会議の開催に関すること

#### 2 風水害事前配備体制

災害警戒本部を設置する前で、災害が発生するおそれが予想されるとき及び災害応急対策実施前において、各関係班長の協議により決定実施する情報活動体制であり、職員の動員配備は風水害事前配備の職員をもって配備する。

##### (1) 体制開始基準

- ア 気象警報が発表されたとき
- イ 台風が近畿地方に接近し、茨木市に気象警報の発表が見込まれるとき  
(台風接近に伴う事前配備の場合、最接近の日時等を考慮し、危機管理課長が参集又は待機する対策班や時間外での登庁の有無を判断するものとする。)

第1章 災害応急活動体制

- ウ その他危機管理課長が必要と認めたとき
- (2) 終了の基準
  - ア 気象警報が解除されたとき
  - イ 気象庁の予報により、茨木市に気象警報が発表される見込みが低くなったとき
  - ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
  - エ その他危機管理課長が適当と認めたとき
- (3) 組織構成
  - 指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班）
  - 市民対策部（避難所・市民相談班）
  - 産業対策部（農林班）
  - 土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班）
  - 給水対策部（水道総務班、管路復旧班）
  - 消防対策部（消防本部班）
- (4) 処理事項
  - ア 気象・雨量等災害の発生に係る情報の収集・伝達に関すること
  - イ 河川水位情報の収集・伝達に関すること
  - ウ 避難所の開設に関すること
  - エ 被害情報の収集・伝達に関すること
  - オ 防災パトロールの実施に関すること
  - カ 防災関係機関との連絡調整に関すること
  - キ 臨時班長会議の開催又は災害警戒本部の設置に関すること
  - ク その他緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

### 3 災害警戒本部体制

災害対策本部を設置する前又は災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策の体制であり、職員の動員配備は風水害警戒配備の職員とする。

- (1) 設置基準
  - ア 避難情報発令の対象河川観測所のいずれかにおいて、河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき  
(ただし、短時間強雨（ゲリラ豪雨）による急激な水位上昇であり、今後、引き続きの降雨の見込みが低い等の場合には、風水害事前配備体制とする。)
  - イ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき  
(土砂災害の危険度分布とは、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」及び大阪府が提供する「土砂災害危険度情報」のことをいう。)
  - ウ 台風が「強い」勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき  
(台風の勢力（強さ）は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。)

- エ その他災害警戒本部長（危機管理監）が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
- ア 河川の水位が氾濫注意水位を下回り、今後の降雨の見込みが低くなったとき
- イ 土砂災害の危険度分布が「注意(黄)」になったとき又は大雨警報(土砂災害)が解除されたとき
- (危険度分布が「注意(黄)」になり、大雨警報(土砂災害)が発表されている場合は、風水害事前配備体制へ移行し、気象警報が解除された場合は風水害準備配備体制とする。)
- ウ 災害対策本部が設置されたとき
- エ その他災害警戒本部長（危機管理監）が適当と認めたとき
- (3) 組織構成

#### 災害警戒本部

- 本部長 危機管理監  
 副本部長 危機管理課長  
 本部長

総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、  
 こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、  
 教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

#### 本部機構

- 指揮統制部（指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班）  
 総務対策部（総務・人事班）  
 市民対策部（避難所・市民相談班）  
 民生対策部（福祉・安否確認班、こども対策班）  
 産業対策部（農林班、環境対策班）  
 土木対策部（建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班）  
 文教対策部（学校教育班）  
 給水対策部（水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班）  
 消防対策部（消防本部班、消防署班）

#### 事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整等の業務を実施

- (4) 設置場所
- 災害警戒本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。
- (5) 処理事項
- ア 避難所等に関すること
- イ 被害情報の収集・伝達に関すること
- ウ 職員の配備に関すること
- エ 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること

第1章 災害応急活動体制

- オ 臨時部長会議の開催又は災害対策本部の設置に関すること
- カ その他緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

#### 4 災害対策本部体制

気象台が発表する気象情報をたえず收受し、災害が発生するおそれのある場合は、次の設置基準に基づく動員配備により、事態に即応する万全の防災体制を整える。

##### (1) 設置基準

###### <第1次風水害対策本部体制>

- ア 避難情報発令の対象河川観測所のいずれかにおいて、河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき
- イ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ウ 台風が「非常に強い」以上の勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき  
(台風の勢力(強さ)は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。)
- エ 気象特別警報が発表されたとき
- オ その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき

###### <第2次風水害対策本部体制>

- ア 河川氾濫が発生したとき
- イ 大規模な土砂災害が発生したとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき

##### (2) 廃止基準

###### <第1次風水害対策本部体制>

- ア 河川の水位が氾濫危険水位を下回り、今後の降雨の見込みが低くなったとき
- イ 土砂災害警戒情報が解除されたとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が適当と認めたとき

###### <第2次風水害対策本部体制>

- ア 市内において被害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他災害対策本部長(市長)が適当と認めたとき

##### (3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したとき又は廃止したときは、直ちにその旨を職員及び必要な関係機関に通知するとともに、災害対策本部の標識を市役所玄関前に掲示する。

##### (4) 組織構成

###### 災害対策本部

- 本部長 市長
- 副本部長 危機管理監、副市長
- 本部長 本部長

教育長、水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

### 本部機構

指揮統制部、総務対策部、市民対策部、民生対策部、産業対策部、土木対策部、文教対策部、給水対策部、消防対策部

### 事務局

指揮統制部が本部の事務局を担い、各対策部及び部内各対策班並びに関係機関との連絡調整のほか、本部長の補佐や応援・受援の調整、災害応急対策の予算や財源の確保等の業務を実施

#### (5) 設置場所

災害対策本部は、茨木市役所内に設置する。なお、市役所庁舎が被災するなどして本部の設置が困難な場合は、代替施設であるおにクルに設置する。

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策を推進するため、本部長（市長）は必要があると認めるときは、他の場所に現地対策本部を設置する。この場合は、関係機関に電話等で周知徹底を図る。

#### (6) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図るため、職員を連絡要員として派遣する。

#### (7) 災害対策本部会議

情報の分析、災害応急対策の検討、指示指令等を行うための災害対策本部会議を開催する。

##### ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに本部長が定めるその他職員で構成する。

本部長は、本部会議を開くいとまがないときは副本部長及び本部員と協議の上、その事務を処理する。

##### イ 本部会議の公開

本部会議は原則として報道機関や防災関係機関へ公開するものとするが、会議において次の事項を取り扱う場合は公開しないことができる。

(ア) 個人に関する情報

(イ) 法人等に関する情報

(ウ) 任意の提供に関する情報

(エ) 公共の安全等に関する情報

(オ) その他不確定な情報など公表することが適切でない情報

##### ウ 会議の開催時期

本部会議は原則1日2回開催するが、大規模災害の場合は、本部長は随時会議を開催して応急対策等を指示する。

第1章 災害応急活動体制

エ 本部会議で決定する事項

- (ア) 災害応急対策の目標・方針に関すること
- (イ) 被害情報の収集・伝達に関すること
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること
- (エ) 自衛隊への災害派遣要請、災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等、国・府への応援要請に関すること
- (オ) 避難情報の発令に関すること
- (カ) 避難所の開設・閉鎖に関すること
- (キ) 被災者の救助・救済に関すること
- (ク) 職員の配備に関すること
- (ケ) 災害復旧・復興に関すること
- (コ) 災害ボランティアセンターの開設・運営・閉鎖に関すること
- (サ) 業務継続計画の発動に関すること
- (シ) 体制の廃止に関すること
- (ス) その他災害に関する重要な事項に関すること

オ 防災関係機関等の招聘

本部長（市長）は的確な災害応急対策の検討のため、必要に応じて防災関係機関等を災害対策本部会議に招聘し、意見等を聴取する。

カ 所掌事務

災害対策本部における業務分掌は「第1部 第4章 1 茨木市」にあるとおりとし、災害応急対策・復旧・復興対策の実施にあたっては、各対策部・対策班は被害の全体像に関する共通認識をもって、本部長が示す目標・方針に沿った対応を実施する。

## 5 職務の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、防災事務担当副市長、他の副市長、教育長、総務部長の順とし、本部員は、茨木市業務継続計画に定める順に職務代理者を決定する。

## 6 プロジェクトチーム

災害固有の突発的な事象に対して横断的に応急対策、復旧・復興対策を実施するため、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(1) 設置基準

本部長（市長）は、災害固有の突発的な業務に部課横断的に対応するため、必要があると認めるときは、その目的を明らかにしたプロジェクトチームを設置することができる。

(2) 組織構成

プロジェクトチームの構成員は、指揮統制部において検討し、本部長（市長）が任命する。

## (3) 活動内容

プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な業務を行う。

## 7 現地災害対策本部

被災現場や被災地域に即した対策を迅速・的確に行うため必要に応じて設置する。

## (1) 設置基準

本部長（市長）は、災害の規模その他状況により応急対策を推進するため、必要があると認めるときは、他の場所に現地災害対策本部を設置する。

## (2) 組織構成

ア 現地災害対策本部の長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

イ 現地災害対策本部の本部員は、本部長が本部員又は本部職員のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部の本部職員は、本部長が本部職員のうちから指名する。

## (3) 活動内容

災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。

## (4) 現地災害対策本部の例

## ア 災害時医療対策本部

市災害対策本部の医療救護現地本部として、民生対策部並びに府茨木保健所との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会と協力し、災害医療協力病院、救護所等の被災状況及び被災傷病者等の受入状況を把握・分析・評価するとともに、関係機関との間での情報共有、市消防本部への情報提供、災害時医療救護班等の派遣要請、医薬品・医療用資機材の補充をするなど災害時医療が適切に提供できるよう保健医療センターに災害時医療対策本部を設置する。

## (7) 設置基準

a 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下又は被災傷病者等が多数発生しているとき

b その他災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

## (1) 組織構成

(2) 組織構成に準ずる。

## (ウ) 設置場所

災害時医療対策本部は、保健医療センターに設置する。



## 第2節 動員配備体制

### 1 配備方法

#### (1) 勤務時間内における配備

ア 各部長は直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定められた配備指令に基づく体制をとる。

イ 配備についての職員は、上司の指示にしたがって、直ちに警戒活動又は応急対策活動に従事しなければならない。

#### (2) 勤務時間外における配備

ア 各部長は、配備指令によりあらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部課等へ参集する。

ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。

エ 各部長は、職員の健康管理に注意し、職員の休憩、交替を指示する。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命じることができる。

#### (3) 初期活動後の職員動員配備体制

ア 災害時に職員動員配備体制を確立した後は、各部長は職員の健康管理に注意し、災害の状況に応じて必要な職員を配備する。

イ 災害の規模その他状況により応急対策を遅滞なく実施するため、必要に応じて各対策部・対策班の所属を越えた応援を実施する。

## 2 非常配備体制

市における防災活動を実施するため職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備名称	配備対象職員
風水害準備配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 産業対策部（農林班） 土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 給水対策部（水道総務班） 消防対策部（消防本部班）</li> </ul>
風水害事前配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、広報班、議会班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 産業対策部（農林班） 土木対策部（道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 給水対策部（水道総務班、管路復旧班） 消防対策部（消防本部班）</li> </ul>
風水害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部員（各部長）＋部長級職員</li> <li>以下の配備対象の対策班の班長又は対策部長に指名された職員 指揮統制部（指揮調整班、財務・情報班、広報班、議会班） 総務対策部（総務・人事班） 市民対策部（避難所・市民相談班） 民生対策部（福祉・安否確認班、こども対策班） 産業対策部（農林班、環境対策班） 土木対策部（建築対策班、道路対策班、公園対策班、下水道対策班） 文教対策部（学校教育班） 給水対策部（水道総務班、応急給水班、管路復旧班、施設復旧班） 消防対策部（消防本部班、消防署班）</li> </ul>
第1次風水害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部員（特別職＋各部長）＋部長級職員</li> <li>全対策班長及び対策班の中から対策部長に指名された職員</li> </ul>
第2次風水害対策本部体制	全職員

### 3 出動指令の決定

職員の災害出動は、非常配備体制の区分に従い市長が決定し、指令を出す。

### 4 動員方法

配備計画は原則として、各部長が部内を調整して、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため配備職員に徹底しておく。

### 5 各課の動員計画

各課長は、配備指令により直ちに対応できるよう所属職員について、あらかじめ緊急配備指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。

### 6 動員状況の報告等

各班長は、配備指令に基づく体制を構築するため、対策班内の参集人員について速やかに所属部の部長に報告する。各部長は、職員の動員状況について随時把握し、本部長に報告する。危機管理監は、非常参集の状況を速やかに府に報告する。

### 7 災害時の職員対応

職員はあらかじめ定められた配備体制を十分習熟しておく。

災害時は配備指令により定められた部署へ参集するとともに、参集する経路での周囲状況をメモ等で記録するなど、被害の情報収集に努める。

### 第3節 業務継続に必要な資源の確保

市は、災害対応業務を継続するために必要な資源を確保する。

#### 1 資機材等の確保

災害対応業務の実施に必要な資機材等を確保し、各対策班へ配分する。必要に応じ、外部からの支援物資を活用する（第3章第3節「物的支援の受入れ」参照）。

#### 2 車両等の確保

災害対応業務のための必要な車両及び燃料を、府や他の市町村、民間事業者と調整し、確保する。

#### 3 ネットワーク環境の確保

庁内外のネットワーク環境を確認し、通信を確保する。

災害対応業務に必要な重要システムを正常に稼働させるため、庁内ネットワーク環境等を確認し、通信及びサーバ基盤の安定稼働を確保する。

#### 4 その他業務継続に必要な資源の確保

上記のほか、職員の災害対応業務を円滑に実施するために必要な水、電気、食糧等の資源の確保や、健康管理、災害補償等を適切に実施する。

## 第2章 災害救助法の適用

市域において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

### 第1節 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、府知事が実施する。ただし、府知事による救助活動の実施を待ついとまもない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事が行う救助を補助する。

また、救助を迅速かつ的確に実施するため、府知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項の事務内容及び事務を行うこととする期間について、市長が応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法による救助の種類及び事務の担当は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 1 避難所の設置 避難所・市民相談班
- 2 応急仮設住宅の供与 建築対策班
- 3 炊き出しその他による食品の給与 物資班、教育対策班
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 物資班
- 5 飲料水の供給 給水対策部
- 6 医療及び助産 医療衛生対策班
- 7 被災者の救出 消防対策部
- 8 被災した住宅の応急修理 建築対策班
- 9 生業に必要な資金の給与又は貸与 商工班、農林班
- 10 学用品の給与 教育対策班
- 11 埋葬 避難所・市民相談班
- 12 死体の捜索及び処理 避難所・市民相談班、消防対策部
- 13 障害物の除去 道路対策班
- 14 救援用物資の輸送 物資輸送班
- 15 救助費の求償 財務・情報班
- 16 府との事務調整 指揮調整班

## 第2節 適用手続

市長は、市域における災害が次の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請しなければならない。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指示を受ける。

### 茨木市の災害救助法適用基準

根拠	適用基準
災害救助法施行令第1条 第1項 第1号	茨木市内で100世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第2号	大阪府内で2,500世帯以上住家が滅失した場合であつて、茨木市内で50世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（前段）	大阪府内で12,000世帯以上の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第3号（後段）	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合で、多数の住家が滅失したこと。
災害救助法施行令第1条 第1項 第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、次の基準に該当すること。 ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

## 第3章 広域応援の要請・受入れ

市長は、災害の状況等から市民の生命又は財産を保護するため、必要に応じて他の市町村及び関係機関に協力を求めるとともに、受入れ体制を整備するなど、災害対策を円滑に実施する。

なお、府が市に職員を派遣する場合、支援内容に応じた職員の選定に努める。

### 第1節 受援体制の構築

他の市町村等へ応援を要請した場合や、他の市町村からの応援申し出があった場合は、市長は円滑な応援活動が遂行できる受入れ体制等を整える。

人的支援については『応援・受援班』、物的支援については『物資班』が中心となり、各支援に関する全体把握や庁内・外部調整等を行う。

なお、各対策班に受援担当を設置し（給水対策部は水道総務班、消防対策部は消防本部班のみ）、応援・受援班や物資班との連絡調整を行う体制を構築することとし、各対策班の受援窓口等の詳細は茨木市受援計画に定める。

### 第2節 人的支援の受入れ

市は、人的支援については府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や制度により応援を受ける。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

#### 1 応援要請等の種類

他の市町村や関係機関等には次のとおり応援を要請する。

(1) 応援・受援班から要請する場合

各対策班において個別に協定締結等を行っていない業務に関する応援要請は、応援・受援班から行う。

(2) 各対策班から要請する場合

業務により個別に協定を締結している団体や、業務によりあらかじめ応援先が決定している自治体等への要請は、各対策班から行う。

(3) 外部から応援申出があった場合

外部からの応援申出があった場合は、応援・受援班が連絡を受け、受入れの調整を行う。

#### 2 支援の形態

人的支援受入れの形態は、地域別支援、業務別支援、チーム派遣支援の3つの形態があり、それぞれに適した業務分担を行う。

### 3 分野別の受入れ概要

#### (1) 初動時の災害応急対策実施の支援

大規模な災害の発生直後、初動時の災害応急対策実施の支援として被災状況の把握や連絡調整を行う職員の派遣が府等より行われる。主な派遣は以下のとおりである。

なお、府からは市からの要請なく、発災直後に素早く派遣されるため、早期より応援の必要人数等の情報が共有できるよう、迅速な状況把握を行う。

また、支援の費用負担を理由に応援要請を躊躇することがないように、災害救助法の適用について早期より災害時先遣隊又はリエゾンを通じて府と調整を行う。

#### 【初動時の災害応急対策実施の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府	災害時先遣隊	被災状況の把握	<b>要請不要</b> 大規模な自然災害が発生し、被災市町村の行政機能の全部又は一部が麻痺した場合に派遣される	(受入れのみ) 応援・受援班
	現地情報連絡員(リエゾン)	情報収集(市町村災害情報、必要な物的・人的支援に関する情報等)		(受入れのみ) 応援・受援班
国土交通省	TEC-FORCEの災害対策現地情報連絡員(リエゾン)	被害情報や支援ニーズの把握、TEC-FORCE活動等の情報共有、国土交通省との連絡調整	近畿地方整備局へ要請	応援・受援班
総務省等	応急対策職員派遣制度による総括支援チーム	市町村長への助言、被害状況や応援職員のニーズ把握、関係機関との連絡調整	大阪府へ要請	応援・受援班

#### (2) 人命救助関係

大規模災害では多くの人的被害の発生が予測されており、自衛隊等による人命救助活動が必須となる。人命救助に関わる主な団体は以下のとおりである。

市民の人命に関わる重大なことであるため、必要と認めた場合は素早く自衛隊の災害派遣要請等を要求する。

#### 【人命救助関係の支援の種類・概要】

応援団体		主な支援内容	要請先	要請担当
防衛省	災害派遣部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索及び負傷者の救助</li> <li>人員や物資の輸送</li> <li>給水</li> </ul>	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接自衛隊へ被害状況を通知	指揮調整班
消防庁	緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模火災発生時の延焼防止等消火活動</li> <li>高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動</li> </ul>	大阪府へ要請 大阪府へ連絡ができない場合は直接消防庁へ要請	消防本部班



警察庁	警察災害派遣隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>検視、死体見分及び身元確認の支援</li> <li>緊急交通路の確保</li> </ul>	<b>要請不要</b> 大阪府公安委員会が要請	—
大阪府	保健医療活動チーム※ (DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT、歯科医師チーム、薬剤師チーム等)	被災者の健康管理を行うため、保健医療活動チームによる巡回健康相談や避難所の衛生管理の実施	保健所保健医療調整本部 管轄保健所を通じて要請	医療衛生対策班

※保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)

(3) 個別業務

災害マネジメントや人命救助活動以外の個別災害対応業務に対する応援団体は、以下のとおりである。

なお、応援要請に当たっては、各対策班で必要人数や応援に対する経費を把握のうえ、要請担当を介して必要な調整を行う。

【個別業務の支援の種類・概要】

応援団体	主な支援内容	要請先	要請担当
大阪府 (大阪府を經由した府内市町村、関西広域連合、応急対策職員派遣制度による対口支援方式の職員派遣等を含む)	各種災害対応全般	大阪府へ要請 ※業務により窓口が異なる	応援・受援班 又は 各対策班
協定締結団体 (相互応援自治体)	各種災害対応全般	各協定締結先へ要請	応援・受援班
協定締結団体 (上記以外)	各種協定に基づく支援内容 ・給水活動 ・物資・資機材提供 ・物資輸送 ・施設使用 ・廃棄物処理 など	各協定締結先へ要請	応援・受援班 又は 各対策班
専門ボランティア	専門的な知識・技能を必要とする作業 ・医療支援、介護 ・通訳 (外国語・手話) ・大型車による輸送 ・応急危険度判定 など	各団体へ要請	各対策班
一般ボランティア	専門的な知識・技能を持たなくても可能な作業 ・炊出し、避難所の運営補助 ・物資の仕分け・配布 ・がれきの片付け など	茨木市社会福祉協議会	福祉・安否確認班

## (4) 受入れ場所

各団体等の受入れ拠点は以下のとおりとする。

- ア 災害時先遣隊・現地情報連絡員（リエゾン）  
災害対策本部事務室
- イ 自衛隊災害派遣部隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊  
広報支援活動拠点、地域防災拠点等
- ウ 保健医療活動チーム  
指定医療救護所、二次救急告示病院
- エ 個別業務の応援部隊  
地域防災拠点等

### 第3節 物的支援の受入れ

物的支援も人的支援と同様に府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行う。

物資調達に関しては、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

#### 1 物的支援の種類

物資調達は「生活支援物資」と「業務用資源」に分けることができる。それぞれの受入れの流れ及び手順は茨木市受援計画に定める。

【物的支援の種類・定義及び担当】

種類	定義		外部要請担当
生活支援物資	食料や飲料水、生活必需品等で被災者に配布する物資		物資班
業務用資源	車両や衛星電話、燃料、資機材等で業務において使用する資源	全庁的に使用する資源	各調達班
		各業務で必要となる資源	各対策班

#### 2 物資配送に関わる拠点

調達した物資は、災害用生活物資備蓄拠点や災害用物資輸送拠点等を活用して保管・仕分け・配送等を行う。

## 第4節 自衛隊の災害派遣要請

### 1 府知事への要請の要求

(1) 市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し派遣要請の要求を文書で行う。その場合災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにして、電話又は口頭をもって要求を行い、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。また茨木警察署長にも通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 通信の途絶等により、府知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、自衛隊に災害の状況を通知する。なお、自衛隊に災害状況の通知をした場合には、その旨を速やかに府知事に通知する。

(3) 自主派遣の判断基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、府知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、茨木警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合

エ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合

オ その他災害に際し、上記ア～エに準じ、特に緊急を要し、府知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(4) 防災関係機関への周知

市長は、自衛隊に災害派遣要請の要求を行った場合は、茨木警察署等の防災関係機関にも通報する。

### 2 災害派遣部隊の受入れ

府知事から自衛隊の派遣が決定された場合、次の点を留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

また、自衛隊による活動が円滑に進むよう、自衛隊による自発的な「提案型」の支援を受けるための支援ニーズを早期に集約、整理する。

(1) 受入れ体制

- ア 派遣部隊の宿泊所又は野营地及び車両、機材等の保管場所の準備
- イ 派遣部隊及び府との連絡を行う市職員の指名及び連絡
- ウ 派遣部隊の到着と同時に迅速に作業ができるように作業内容、資機材等の確保
- エ ヘリコプターを使用する活動を要求した場合は、災害時臨時ヘリポート等の安全対策

(2) 派遣部隊到着の措置

市は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、自衛隊現地指揮官と救助活動等作業計画について協議し、作業の推進を図る。

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

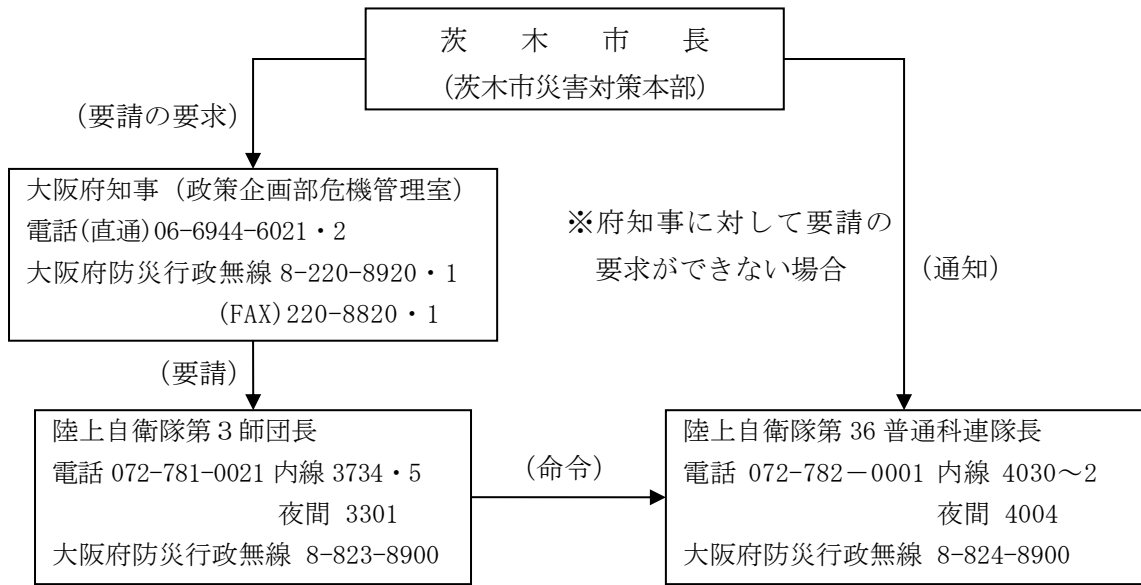
なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊き出し及び給水活動
- コ その他

(3) 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合は、市長は速やかに府知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

【派遣要請系統図】



第1部 総則

第2部 災害予防対策

第3部 風水害応急対策

第4部 地震災害応急対策

第5部 その他災害応急対策

第6部 災害復旧・復興対策

自衛隊災害派遣にかかる知事への要求様式

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
茨木市長 印
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。
記
1. 災害の状況及び派遣を要求する理由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
茨木市長 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1. 撤収要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考となるべき事項

## 第5節 被災自治体への職員派遣

他自治体が大規模に被災し、かつ本市の被災状況が軽微なときは、被災自治体からの要請状況等も踏まえつつ、次のとおり市職員による応援を実施する。

- (1) 近隣5府県（京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）内の自治体が被災したときは、被害状況を把握した上、迅速に市職員による応援を実施する。
- (2) 近隣5府県以外の自治体が被災したときは、被害状況により市長が判断し、市職員による応援を実施する。



## 第6節 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、市及び府と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 第7節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第4章 情報の収集伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 第1節 通信連絡体制

#### 1 災害通信

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。災害発生時の防災関係機関の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、災害時の通信として無線通信設備の使用、電気通信設備の優先利用を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

##### (1) 無線通信設備による通信確保

災害に関する情報の収集伝達等に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

##### ア 大阪府防災行政無線

府庁、府内の市町村、府の防災機関等に設置した無線通信設備

##### イ 茨木市防災行政無線

市庁舎内に設置した移動局の無線通信設備

##### ウ 防災相互通信用無線、警察無線、消防無線、救急医療無線等

行政機関、警察、消防、大阪府救急医療情報センター等に設置した無線通信設備

##### エ 衛星携帯電話

市（危機管理課、健康づくり課）が保有する可搬式衛星電話

##### (2) 電気通信設備の優先利用

応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株

式会社に非常電話を申込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 大阪府防災行政無線による府との連絡

[設置場所]

無線装置・電源装置……………無線機械室

電話転送装置(内線電話用)……………電話交換室

内線電話……………本庁、合同庁舎、福祉文化会館

無線電話装置(災害対策本部用電話等)……………総務部危機管理課事務室、防災会議室、無線機械室

無線電話機(内線電話機)……………各課

夜間専用電話……………守衛室

[消防本部設置場所]

無線装置・電源装置……………機械室

無線電話装置……………通信指令室

無線電話機……………通信指令室、作戦室

(4) 大阪府非常通信経路計画市町村系による連絡

大阪府防災行政無線により連絡ができない場合は、次の表に示すいずれかの系統により府と連絡を行う。

茨木市 総務部 危機管 理課	_____ 茨木警察署 _____ 府警本部 _____ 府 庁 (警備課) (通信指令室) (政策企画部危機管理室)	
	_____ 市消防本部 _____ 大阪市消防局 _____ 府 庁 (警備課) (指令情報センター) (政策企画部危機管理室)	
	衛星携帯電話__交換機 _____ 府 庁 ~~~~~ (政策企画部危機管理室)	
	地域衛星通信ネットワーク _____ 府 庁 _____ (政策企画部危機管理室)	
記号	_____ 無線区間	~~~~~ 有線区間

(5) 市防災行政無線の整備

災害時には、指揮調整班が全局を統制し、移動無線局を利用した機動性のある応急対策を講ずる。

(6) 防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信する際は、防災相互通信用無線を使用する。

(7) 消防無線

市消防本部は、消防救急活動を迅速に実施するために消防専用無線等を使用する。

(8) 災害時優先電話

防災関係機関は、災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を使用する。

## 第2節 災害情報の収集伝達

### 1 情報の収集・伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区气象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

#### (1) 気象予警報等

##### ア 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれのある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。また、特別警報を発表し最大限の警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

##### (ア) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には 表面雨量指数基準：13 土壌雨量指数基準：93 に達すると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合。

種 類	発 表 基 準	
気象注意報	雷注意報 (注6)	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には 流域雨量指数基準：大正川流域=6.4、茨木川流域=12.4、安威川流域=15.6、佐保川流域=8.6 複合基準※：佐保川流域=(12, 6)、大正川流域=(6, 5.2) ※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値に達すると予想される場合。 指定河川洪水予報による基準：淀川[枚方] 淀川水系神崎川・安威川[三国、千歳橋]

(イ) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され る場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ ベル3に相当。 具体的には (浸水害) 表面雨量指数基準：25 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：141 に達すると予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予 想される場合。
地面現象 警報★	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こ るおそれがあると予想される場合。
浸水警報 ★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される 場合。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警 戒レベル3に相当。 具体的には 流域雨量指数基準：大正川流域=9.2、茨木川流域=15.4、安威川 流域=19.5、佐保川流域=10.1 に達すると予想される場合。 指定河川洪水予報による基準：淀川 [枚方]、淀川水系神崎 川・安威川 [三国、千歳橋]

注1：発表基準欄に記載された数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2：注意報・警報はその種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3：☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4：大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。

注5：大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「北大阪(市町村をまとめた地域の名称)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6：雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

## (ウ) 特別警報

気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、市民や関係機関の最大限の警戒を促すために発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。※ （緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想）を特別警報に位置付ける）

※長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表（令和2年気象庁告示第6号）で定めるものをいう。

## (エ) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

## イ 洪水予報

## (ア) 淀川洪水予報

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）



標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

## (イ) 神崎川・安威川洪水予報

府と大阪管区気象台は、「淀川水系神崎川・安威川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

#### ウ 水位到達情報

府知事が指定する水位周知河川（茨木市域においては茨木川）について、避難判断水位（高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条に基づく洪水特別警戒水位で、避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合、府は、その旨を市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、市は避難判断水位等に到達した旨の情報を市民に周知するとともに、避難情報の発令を判断する。

#### エ 水防警報

水防警報とは、水防法第16条に基づき、国土交通大臣が指定した河川（茨木市域においては淀川）又は知事が指定する河川（茨木市域においては安威川、茨木川）に洪水、雨水出水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とされる旨の警告を発するもので、国土交通大臣（淀川：淀川河川事務所長）又は知事（安威川、茨木川：茨木土木事務所長）が発表する。

##### (ア) 淀川

洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣（淀川河川事務所長）は水防警報を発表し、直ちにその警報事項を大阪府水防本部長に通知する。

大阪府水防本部長は、水防警報の通知を受けたときは、直ちにその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

##### (イ) 知事の指定する河川（茨木市域においては安威川、茨木川）

洪水のおそれがあると認めるとき、現地指導班長（茨木土木事務所長）は、適宜水防警報を発表し、直ちに警報事項を関係水防管理者等に通知する。

市長は、上記ア及びイの通知を受けたときは、直ちに関係機関及び各部に通報する。

#### (2) 土砂災害警戒情報

##### ア 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関する

危険度分布を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難情報の発令等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 各情報の収集方法

ア 雨量に関する情報の収集

市テレメータシステム及び気象端末並びに関係機関との連携によって、雨量情報

を収集する。また、府のテレメータ雨量情報も府防災情報システムにより収集する。

イ 河川水位に関する情報の収集

河川水位に関する情報の収集は、以下の機関から実施する。

- (ア) 淀川：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
- (イ) 安威川：大阪府茨木土木事務所
- (ロ) 茨木川：大阪府茨木土木事務所
- (エ) 勝尾寺川：大阪府茨木土木事務所
- (オ) 佐保川：大阪府茨木土木事務所
- (カ) 大正川：大阪府茨木土木事務所
- (キ) 市管理河川：建設部下水道施設課

(5) その他の災害情報とその通報等の方法

ア ため池水位

ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあるときは、直ちに市長に通報しなければならない。

市長は上記の通報を受けたときは、直ちに茨木警察署及び大阪府北部農と緑の総合事務所に通報する。

イ 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けた時は、必要により火災警報を発令するとともに関係機関及び市民に周知する。

エ 市消防による24時間体制

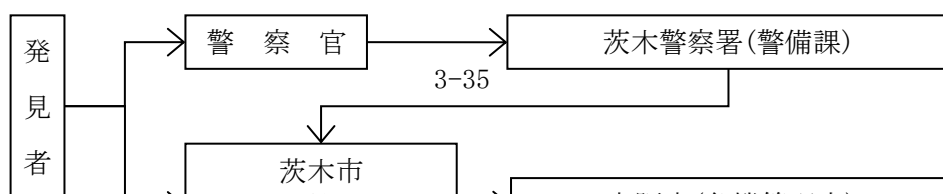
市消防により、災害直後における、府及び水防組合等の防災関連機関からの地震情報等を夜間・休日等問わず24時間体制で受ける。また、時間外における職員登庁までの間、情報収集伝達、災害対策本部事前準備、関係機関との連絡調整等を行う。

オ 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

市長は異常現象の通報を受けたときは、直ちに府、大阪管区气象台その他の関係機関に通報する。状況に応じて関係機関に要請するなど警戒区域等の設定を行う。

種類	異常現象の内容
地象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水洩れがある場合



## 2 市民への周知

### (1) 各機関の対応

#### ア 府及び大阪管区気象台の対応

府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

近畿地方整備局、大阪管区気象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。

大阪管区気象台は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。

#### イ 市の対応

市は、状況に応じて市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車などを利用し、又は自主防災組織などの住民組織と連携して、市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールやテレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

#### ウ 道路管理者の対応

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

#### エ 要配慮者利用施設への情報伝達

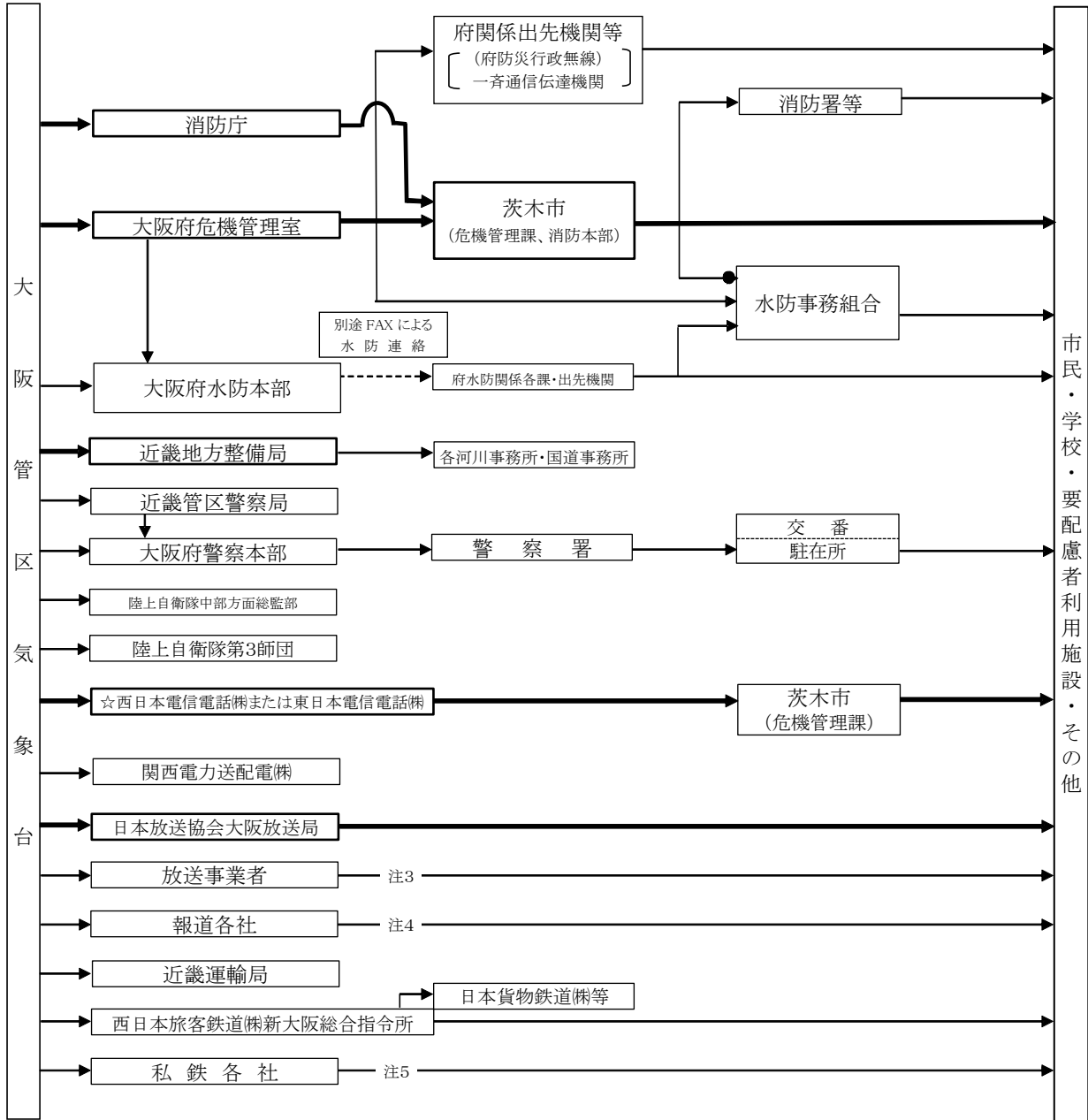
洪水氾濫浸水想定区域内にある避難行動要支援者が利用する施設に対して、電話連絡などによる洪水予報等の情報伝達を行う。

なお、洪水予報等の情報を伝達する施設については、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ中の浸水想定区域内に所在する施設を対象とする。

### 3 情報の伝達経路

#### (1) 情報の伝達経路

##### ア 気象予警報等の伝達経路



注6

(注)1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は、特別警報、警報のみ

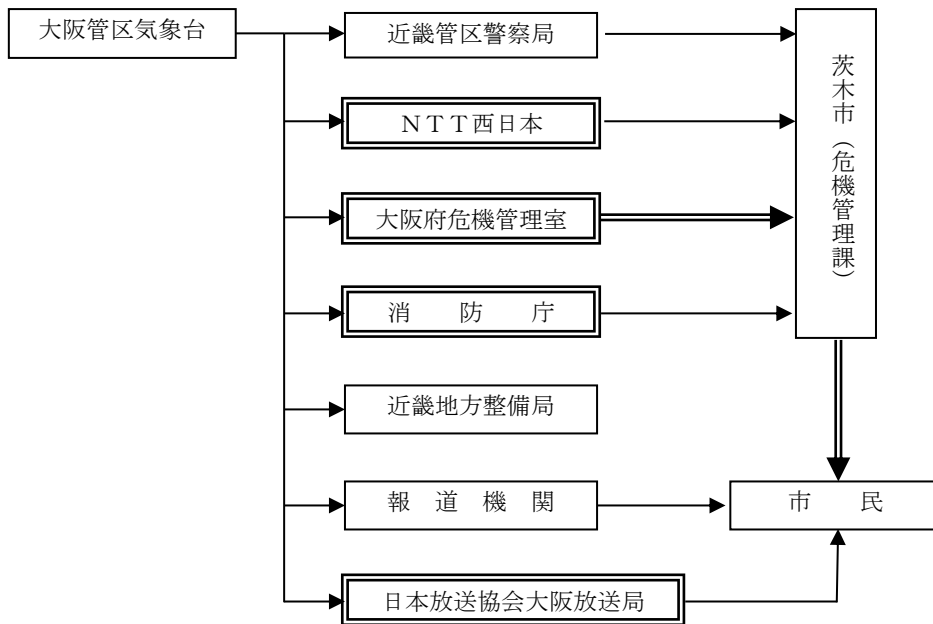
3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそでて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO)の11社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である

5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

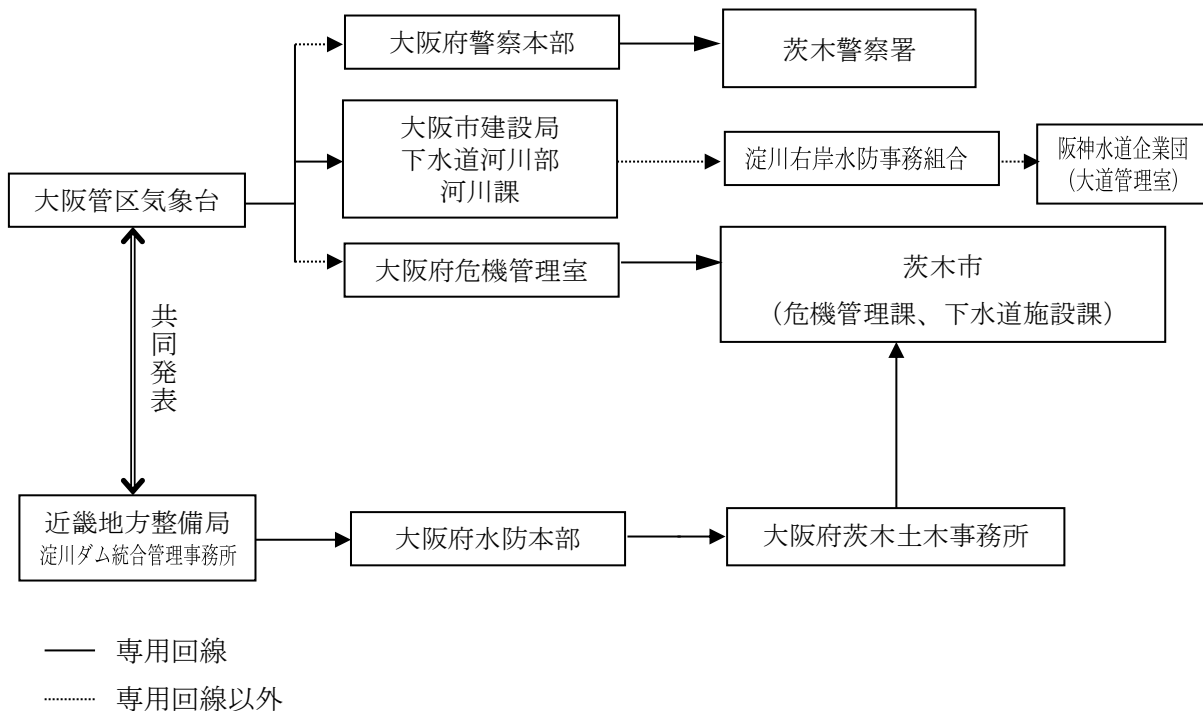
6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

イ 特別警報の伝達経路



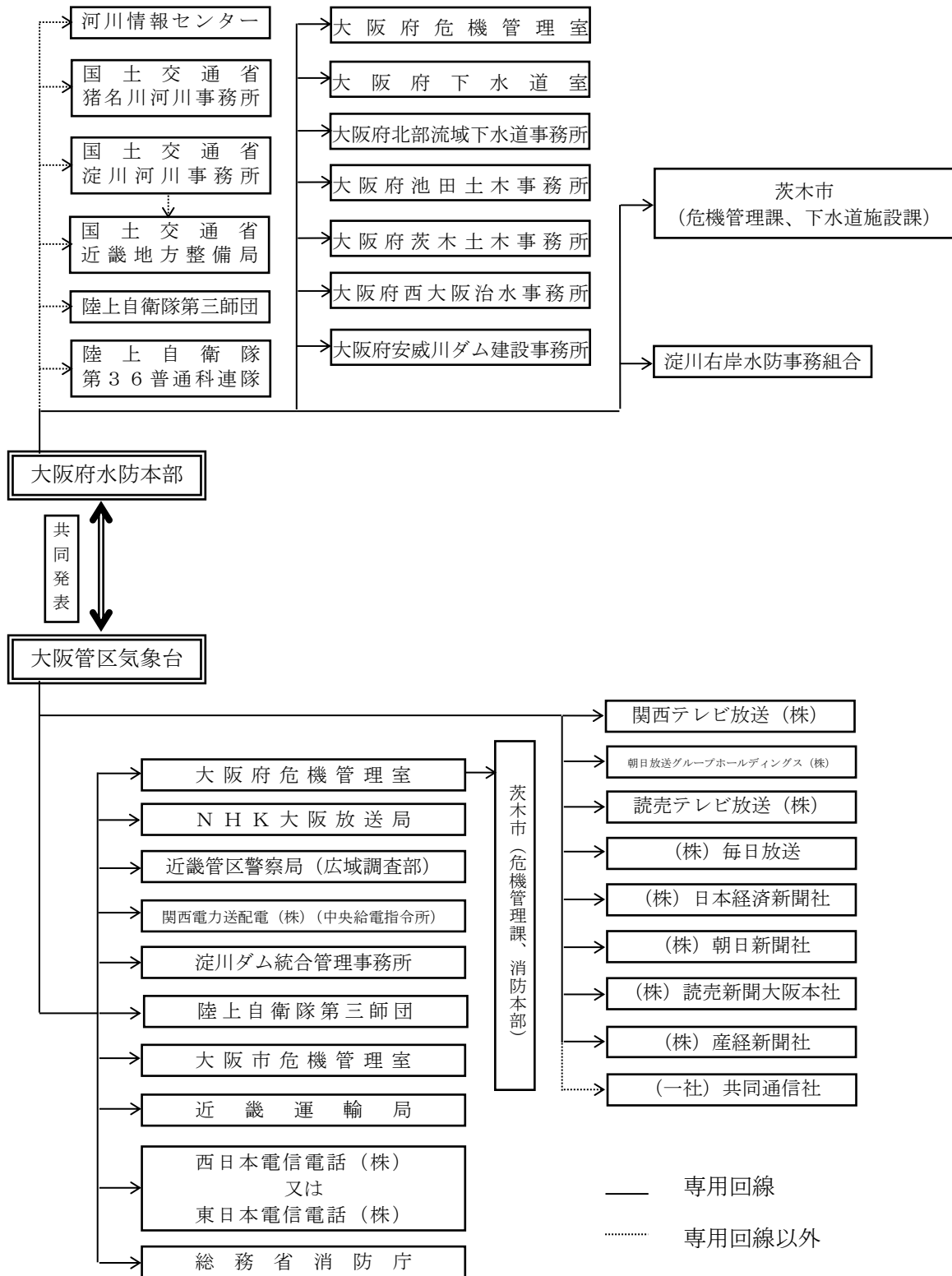
- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。  
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

ウ 淀川洪水予報の伝達系統図

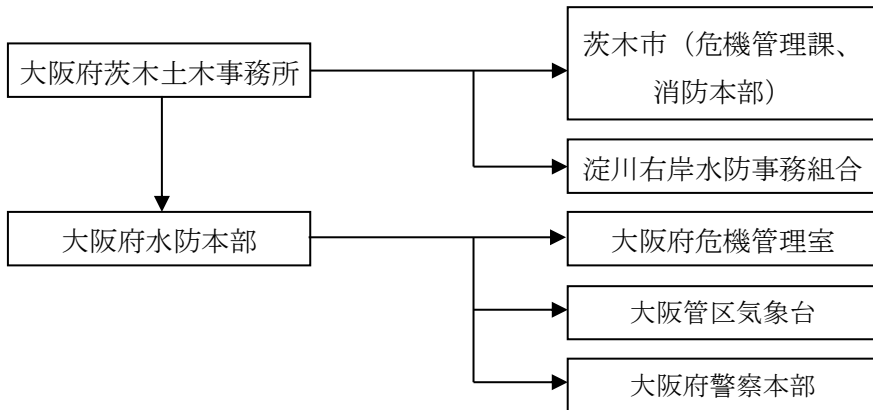




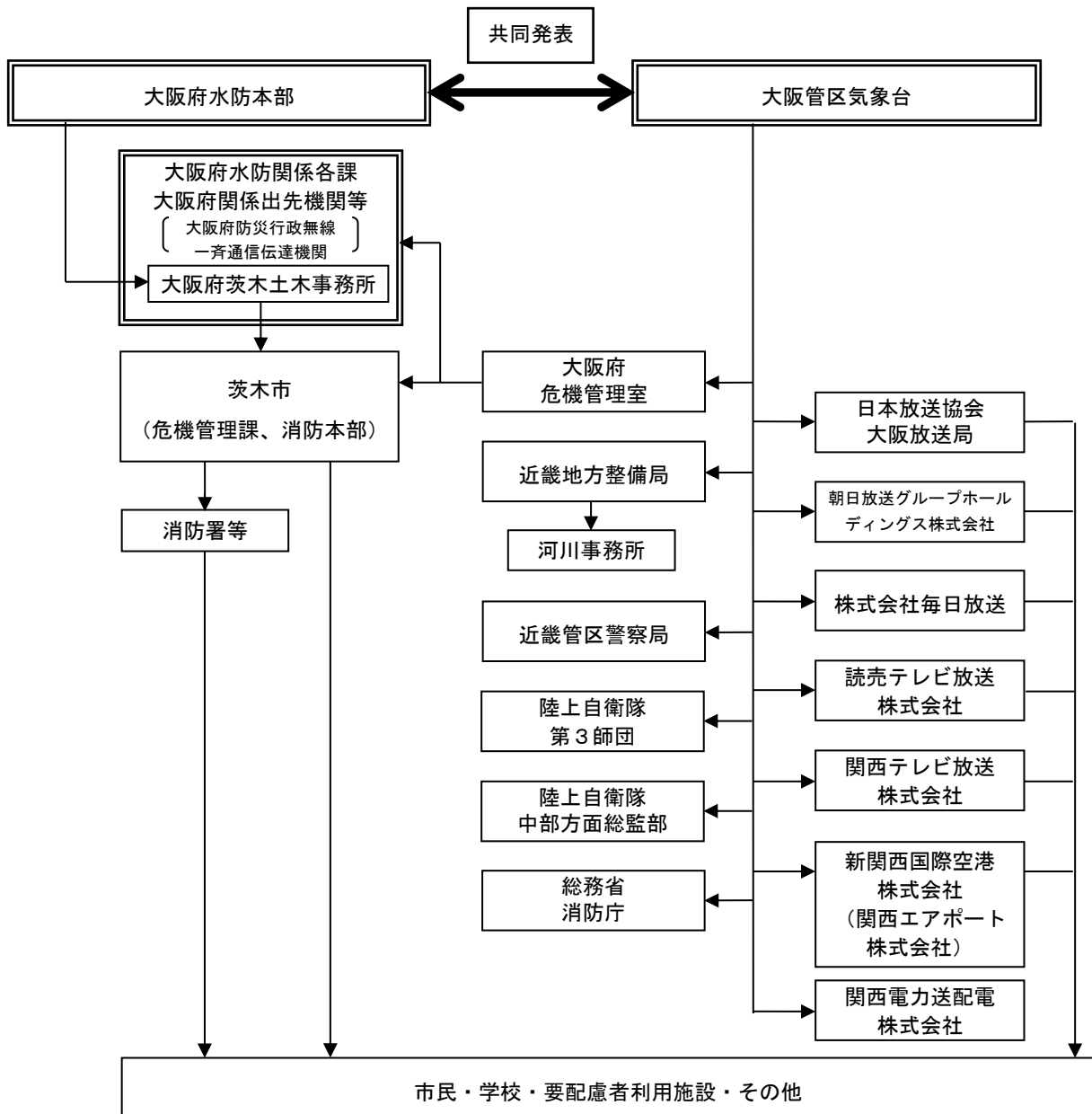
エ 神崎川・安威川洪水予報の通信連絡系統図



オ 水位周知河川（茨木川）における水位到達情報の伝達系統図



カ 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



第1部 総則

第2部 災害予防対策

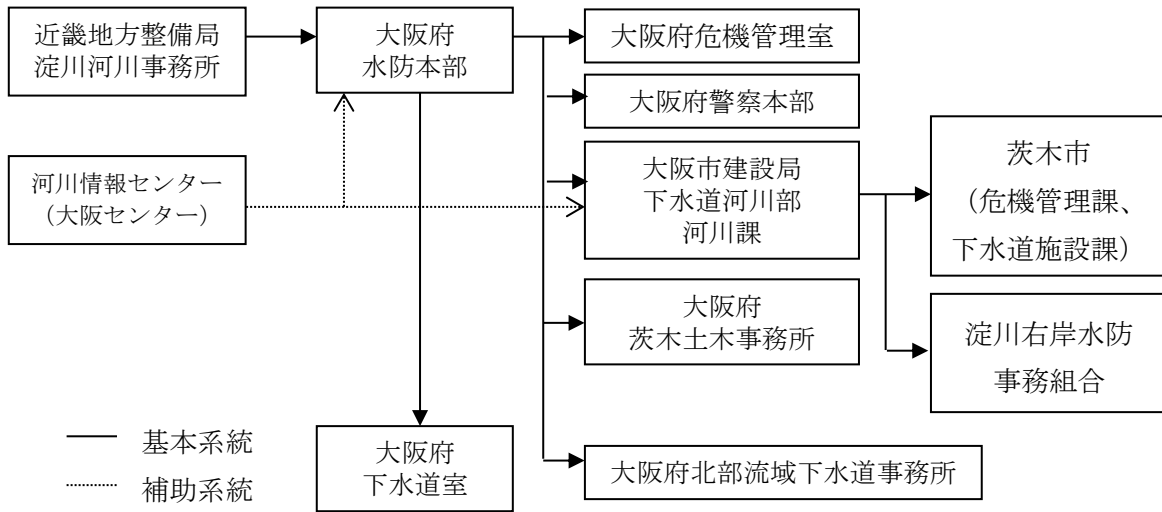
第3部 風水害応急対策

第4部 地震災害応急対策

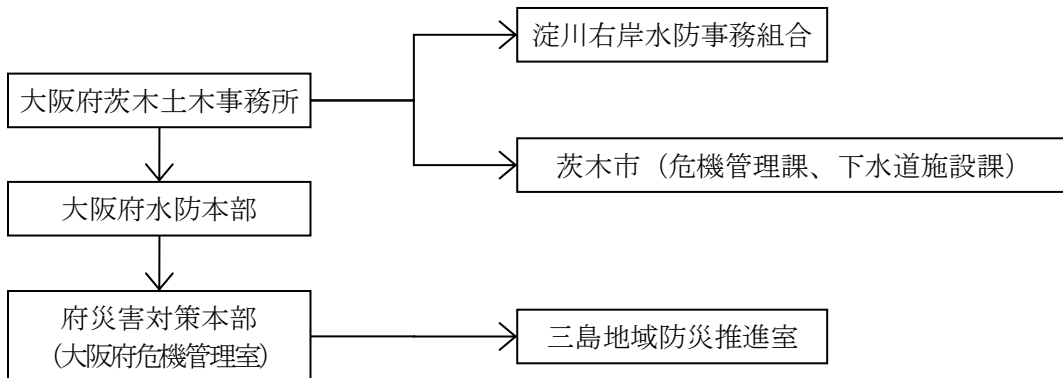
第5部 その他災害応急対策

第6部 災害復旧・復興対策

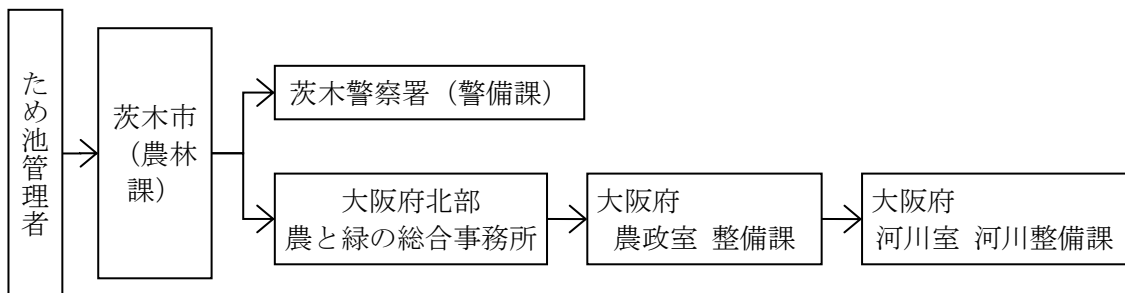
キ 国土交通大臣が発表する水防警報（淀川水防警報）の伝達経路図



ク 知事が発表する水防警報の伝達系統図



ケ ため池水位通報の伝達系統図



## (2) 関係機関への情報の伝達

## ア 実施機関

関係機関への情報の伝達は、財務・情報班及び関係班が行う。

## イ 伝達方法

市は、府をはじめ関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

関係機関が地域内の異常現象等、災害の発生状況や危険性を把握した場合は、応急対策実施機関に直ちに情報を伝達する。

## 第3節 被害情報等

### 1 府が実施する被害状況の収集・伝達

府は、市、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を府災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 市民の生命財産の安否の状況及び市民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

### 2 市が実施する被害状況の調査・報告・保存

災害対策本部の各班長及び防災関係機関は、被害状況の推移に応じて、調査結果を緊急を要するもの及び特に指示のあるものを除き正午現在を午後1時、午後5時現在を午後6時までそれぞれ指揮調整班に報告する。指揮調整班は調査結果をとりまとめ、本部長に報告しなければならない。

また、大規模災害発生時で通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる方法を用いて報告するように努める。

災害情報や被害状況写真等の記録については集約し、保存するように努める。

#### (1) 概況調査（→災害概況即報）

災害により被害が発生したとき、又は通報を受けたときは、直ちにその概況調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、災害概況即報として報告する。

調査者は、被害の有無、被害の程度などの概況について、全般的な状況を指揮調整

班へ迅速に報告する。

(2) 被害調査（→被害状況即報）

災害の全般的な状況が判明次第、被害調査を実施する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、被害の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害状況即報として報告する。

各班長は被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って町丁ごとに取りまとめ、調査結果を指揮調整班に報告する。

(3) 被害確定調査（→災害確定報告）

市は、応急対策が完了した後、被害確定調査を実施する。

本調査は、その後の災害復旧・復興の基礎となるものであり、また各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握したうえで、災害確定報告として報告する。

(4) 被害状況の写真

被害状況の写真は、被害状況の確認資料として、また記録保存のため重要なものであるから、被害状況が明瞭にわかるように撮影し、写真には撮影年月日・撮影時刻・撮影場所・被害者氏名等を記入しておく。

(5) 被災家屋等の調査と報告

調査にあたっては、調査班を編成して実施する。また調査班は被害状況を迅速かつ的確に報告しなければならない。

(6) 危険物施設等の調査と報告

危険物施設をはじめ、事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関しても迅速かつ的確に報告しなければならない。

(7) 公共施設及び農地・農林業施設の調査と報告

それぞれの調査担当各班長は、被害状況を調査し、調査事項を被害状況報告様式にとりまとめて災害対策本部長に報告する。

また、公共施設については、被害状況を把握するとともに、サービスの再開に向けて、施設の使用再開見込み等の検討も行う。

表 被害調査の実施及び報告の系統

調査種別	担当班	報告系統
人的被害	消防本部班、 医療衛生対策班	総括集計 → 市災害対策本部 → 府災害対策本部 指揮調整班
住家・非住家の被害	被害調査班	
公共土木施設被害及び 都市災害被害	建築対策班、 道路対策班、 公園対策班、 下水道対策班、 管路復旧班	
農地・農林業施設及び 農作物被害	農林班	
商工業関係被害	商工班	
衛生関係被害	環境対策班	

福祉関係被害	福祉・安否確認班、 こども対策班	
文教関係被害	教育対策班、 学校教育班	
公営企業水道施設被害	水道総務班	
運輸被害	財務・情報班	
電気、ガス、通信被害	財務・情報班	
市有建物被害	応援・受援班	

### 3 市による府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

## 第4節 災害広報

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

### 1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

#### (1) 広報内容

- ア 災害時における気象情報・被害の状況等
- イ 市の実施する対策の概要
- ウ 避難指示等の発令、避難先の指示
- エ 災害応急復旧の見通し
- オ 災害時における市民の心構え
- カ その他の必要事項

特に台風接近時は以下の内容を広報する。

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報等

#### (2) 広報の方法

- ア エリアメール・緊急速報メール
- イ インターネットやソーシャルメディアの活用
- ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報
- エ テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- オ 印刷物による広報
  - ポスター・チラシ又は「広報いばらき」の臨時発行
- カ 広報物の指定避難所等公共施設への掲示・配布
- キ 点字・声の広報・ファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- ク 拡声器付車両等による現場広報

#### (3) 災害時の広報体制

- ア 災害時の広報
  - (ア) 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、各部が予め災害広報責任者に伝達のう え各部で実施する。
  - (イ) 災害広報責任者は、各部が発信する情報を整理し、最新の情報が市民に提供される ようにする。
  - (ウ) 災害時の広報は、市民の不安感の払しょくに努めるようにする。



イ 広報事項の収集

(ア) 広報担当は、災害対策本部の各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集するとともに、各部においても広報担当への積極的な情報提供に努める。

(イ) 広報担当は必要に応じて災害現地に出向き、写真・ビデオその他の取材活動を実施する。

## 2 報道機関への情報提供

(1) 報道機関に対する情報発表は、すべて広報担当において実施する。

(2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知する。

(3) 報道発表の有無に関わらず、報道機関に対する各部所管の詳細な情報提供は、広報担当または広報担当と調整のうえ各部において実施する。

## 3 広聴活動

災害時における広聴活動を強化し、市民からの要望事項は直ちに関係機関と連絡をとり、調査するとともに速やかに処理する。

## 4 市民災害相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律等の専門相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に市民災害相談窓口を開設するとともに、被災者の復興支援につながる各種支援施策等をきめ細やかに情報提供を行う。

また、要配慮高齢者・障害者等からの相談に対応する窓口を開設する。

## 5 災害広報における個人情報の取扱い

市が公表する情報には個人が特定される情報は含まないことを原則とするが、死者や行方不明者等が発生し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要かつやむを得ないと認められる場合には、プライバシーの保護に留意しつつ、必要最小限の個人情報を公表するものとする。

## 第5章 各種災害の応急対策

### 第1節 水防対策

この計画は、水防法第3条に基づき河川の洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市区域内の河川並びにため池等に対する水防上必要な事項について定める。

(水防組織の基本的な受け持ち区域)

水防管理団体名 河川名	淀川右岸水防事務組合	茨木市
安威川	(右岸)五十鈴町水利組合天役樋から神崎川合流点まで	(右岸)五十鈴町水利組合天役樋から上流
	(左岸)学園町、橋の内一丁目界から神崎川合流点まで	(左岸)学園町、橋の内一丁目界から上流
その他の河川		市内全流域

#### 1 各団体の役割

##### (1) 大阪府水防本部

- ア 水防配備のための招集体制を確立する。
- イ 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- ウ 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

##### (2) 水防管理団体等

- ア 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- イ 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
  - (ア) 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
  - (イ) 堤防からの越水状況
  - (ウ) 樋門の水漏れ
  - (エ) 橋梁等構造物の異常
  - (オ) ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- ウ 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- エ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

## 2 災害に係わる情報の収集・整理

### (1) 災害に係わる情報の種類

#### ア 気象予報、警報等

情報の種類を次に示す。なお、詳細は「第2章第2節 1 情報の収集・伝達」による。

#### (ア) 大阪管区气象台

- a 注意報
- b 警報
- c 気象情報

#### (イ) 洪水予報

- a 淀川
- b 神崎川・安威川

#### (ウ) 洪水特別警戒水位到達情報

- a 茨木川
- b 女瀬川

#### (エ) 水防警報

- a 国土交通大臣又は府知事が管轄する河川等について実施する。

#### イ 雨量

#### ウ 水位

#### エ 洪水等の発生状況及び被害状況

### (2) 雨量情報の収集・整理

下水道対策班は、雨量情報を収集・整理する。

### (3) 水位情報の収集・整理

下水道対策班は、関係機関と連絡をとり、水位情報を収集・整理する。特に河川等の水位が次のような水位に達するおそれがないか十分に注意する。

#### ア 水防団待機水位

#### イ はん濫注意水位

上記の水位の定めのない河川においては、堤高及び増水の割合から警戒を要すると判断される水位

### (4) 洪水等の発生状況の収集・整理

下水道対策班及び道路対策班は、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、指揮調整班と連絡をとり情報の確保に努め、これを整理する。なお、情報収集・整理すべき事項は、次のとおりである。

#### ア 災害の発生場所

#### イ 災害の発生日時

#### ウ 災害の規模

#### エ 災害の発生原因

#### オ 災害の拡大可能性

#### カ 被害状況

- (ア) 堤防
- (イ) 道路
- (ウ) 橋梁
- (エ) 砂防・治山施設
- (オ) その他の防災施設（排水機場・水門等）
- (カ) 住家
- (キ) 防災施設の稼働状況（排水機場・水門等）

### 3 動員配備

動員配備については、「第1章第1節 災害活動体制」による。

### 4 河川、ため池等の巡視・点検

関係各課は、洪水の危険があるときは、市消防と連携して、河川・ため池の水位等を巡視し、また堤防に深掘れ、はらみ出し等の異常がないか点検する。

また、道路・橋梁及び砂防・治山施設については、関係各課は連携して斜面・河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。

なお、上記の巡視・点検は、消防団の協力のもとに大阪府茨木土木事務所との連絡調整を図りながら実施する。

### 5 施設の異常又は異常現象発見時の措置

上記の巡視・点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見した者は、次の方法により、これを報告する。

#### (1) 異常現象の種類

##### ア 気象

- (ア) 突風・竜巻
- (イ) 強い降ひょう
- (ウ) 激しい雷
- (エ) 大雨
- (オ) 濃霧
- (カ) 強い寒波

##### イ 水象

- (ア) 河川又はため池の異常な水位上昇
- (イ) 異常な湧水
- (ウ) 洪水

#### (2) 報告又は通報の方法

##### ア 防災行政無線を携帯している者

無線機により、下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

##### イ 防災行政無線を携帯していない者

次のいずれかの方法のうち、迅速な方法をもって、報告又は通報する。

(ア) 直近の防災行政無線機の設置場所から、下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

(イ) 電話で下水道対策班又は道路対策班に報告又は通報する。

(ウ) 市防災情報システムで市本部へ報告又は通報する。

(3) 報告又は通報の内容

おおむね、次の内容について具体的に報告又は通報する。

ア 施設の異常又は異常現象の種類

イ 施設の異常又は異常現象の発見日時

ウ 施設の異常又は異常現象の発見場所

エ 施設の異常又は異常現象の状況（規模・程度・拡大・進展の危険性）

オ 報告又は通報後の連絡方法又は連絡先

(4) 情報を収受した場合の措置

情報を収受したときの下水道対策班又は道路対策班の措置は以下のとおりである。

ただし、市消防本部の措置については「第2章第2節 1 情報の収集・伝達」の定め  
に準ずる。

ア 情報の収受

上記の報告又は通報の内容についてもれなく収受する。

イ 報告者又は通報者に事後措置の指示

ウ 指揮調整班に報告又は通報の内容を遅滞なく報告する。

## 6 水防対策活動

(1) 洪水対策

下水道対策班は、消防対策部と連携して関係各対策班及び消防団の水防対策活動の効果的運用を図り、災害防止又は災害の軽減に努める。

(2) 二次災害の防止

水防対策活動にあたっては、災害の状況を把握し、流水・土砂・ほう落等による二次災害の防止に努める。

## 7 河川管理施設の運用

洪水対策としての水門の運用にあたっては、各々の運用規程に基づき効率的に実施する。

## 8 資機材の調達

水防対策活動に際し、水防倉庫備蓄資機材及びその他関係各課の所有する資機材で不足する場合は、適宜調達する。また、なおも不足する場合には大阪府茨木土木事務所からも調達を行う。

## 9 公用負担

### (1) 公用負担の権限

水防活動上必要があるときは、水防法第28条第1項の規定に基づき、水防管理者（市長）又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる。

ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土、石、竹、木その他の資材の使用

ウ 車両その他の運搬具又は運搬機器の使用

エ 工作物その他障害物の処分

### (2) 公用負担の権限を有することの証明

公用負担の権限を行使する場合は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を携行し、必要がある場合は提示する。

また、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し必要な場合にはこれを提示する。

### (3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、公用命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡す。

## 10 応援要請

市長は、市職員、市消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、近隣市町に対し、資機材・要員の応援を要請する。

## 第2節 土砂災害の応急対策

この計画は、土砂による災害からの防止を図るため警戒避難体制を整備し、必要な情報の収集伝達、災害に関する警報・注意報等の発表及び伝達並びに救助等必要な事項を定め、危険箇所地区住民（以下「関係住民」という。）の生命を保護することを目的とする。

### 1 警戒避難体制の確立

#### (1) 警戒体制の基準

大雨警報が発表されたとき、また降雨量から判断して警戒を要すると認めた場合、市は警戒体制をとり、警戒巡視を強化するとともに臨機に市民への周知・指示を行う。

この場合の雨量の目安としては、次の雨量を基準とする。

#### ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

##### ○風水害警戒体制

大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した時

##### 【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・関係住民に対し、高齢者等避難を発令する。

##### ○第1次風水害対策本部体制

土砂災害警戒情報を発表時

##### ○第2次風水害対策本部体制

大規模な土砂災害が発生した時

##### 【警戒活動】

- ・市長は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示・緊急安全確保を発令する。

#### イ 山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

アを参考に警戒活動を開始する。

##### ※土砂災害警戒情報

府と大阪管区気象台が共同で発表するもので、大雨による土砂災害のおそれがある時に市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の目安の一つとなる情報であり、2時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過したときに発表される。

また、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を捕捉する情報として、気象庁及び府は1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものを危険度分布として公開する。

#### (2) 土砂災害警戒区域等における防災対策

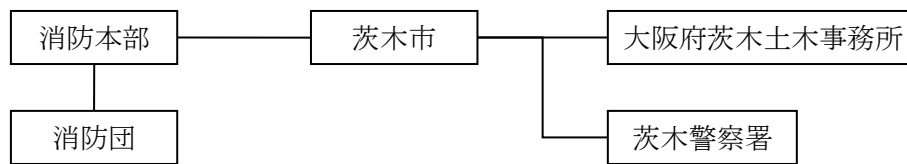
市及び府は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのあ

る区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

### (3) 情報の収集・伝達及びパトロール

市は、土砂災害警戒区域等の防災パトロールを茨木警察署等関係機関と連携して随時実施し、危険箇所区域の情報把握に努めるとともに、付近地の降雨量の測定及び気象予報等の情報を収集し、必要に応じ自治会長の協力を得て関係住民への伝達を行う。

なお、土砂災害発生基準に達した時は、パトロールをさらに強化するとともに、雨量報告経路については次のとおりとする。



### (4) 雨量情報の活用

大雨による土砂災害発生の恐れがある際には、市は、雨量情報等をもとに土砂災害警戒区域等の警戒及び関係住民の避難誘導にあたる。

### (5) 避難路の選定

市長は市内の道路・橋梁及び路上障害物等の状況を把握し、安全性の高い道路を使用する。

### (6) 避難活動

#### ア 避難

市長は土砂災害が発生又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、その状況に応じて避難情報を発令する。この場合、茨木警察署等と連携し避難の周知徹底と避難路の安全確保に努める。

#### イ 関係住民への周知徹底

市長は避難情報を発令した場合、茨木警察署・市消防本部・地元消防団・自治会の責任者等の協力を得て、広報車あるいはサイレン等により危険区域の関係住民に避難させその徹底を図る。

#### ウ 指定避難所の開設

市長は指定避難所を開設した時は、直ちに次の事項を府に報告する。

- (ア) 災害発生場所・危険地域名
- (イ) 指定避難所開設の日時・場所
- (ウ) 受入れ状況及び受入れ人員並びに開設期間

### (7) 救助活動

市長は土砂災害による被害が発生した場合、直ちに市消防本部などによる救助隊を編成し、救助作業にあたる。なお、市独自の救出作業が困難な場合は、茨木警察署等へ応援を求める。



## 第3節 二次災害の防止

市、府をはじめ防災関係機関は、大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努めるものとする。

### 1 公共土木施設等

#### (1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設管理者は、道路・橋梁等の被害状況を早期に把握するため、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を実施するとともに、市域の山間部等で指定されている急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などについてはパトロール等を強化するとともに、必要に応じて府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会（斜面判定士等）の協力を得て二次災害の防除を図る。

#### (2) 避難及び立入り制限

市、府及び施設管理者は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに茨木警察署、関係機関及び自治会長等の協力を得て関係住民に連絡する。

また、必要に応じ、最寄りの指定避難所への避難誘導を行うなど適切な避難対策を講じるとともに、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

### 2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

建築対策班は、指定避難所の施設管理者と協働で施設の安全点検を速やかに実施する。

### 3 宅地

#### (1) 被災宅地の把握・対応

ア 市は、宅地の被害状況の把握を速やかに行い、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施するため、必要に応じ府に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

### 4 危険物施設等

#### (1) 施設の点検、応急措置

危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等）の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を実施する。

#### (2) 避難及び立入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合

は、ただちに消防署、茨木警察署等の関係機関や市民に連絡する措置をとる。

通報を受けた市長は、茨木警察署長と連携を密にし、付近住民等に対する火気使用の制限、避難情報の発令等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を行い、二次災害の防止に努める。

また、飲料水汚染のおそれのある場合は、ただちに市水道部、消防署等に通報し、取水制限等が講じられるよう二次災害の防止に努める。

## 5 農業関係施設

市は、ため池や水路等を含む農業関係施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

また、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施設管理者に対し、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等、応急措置の技術指導を行うとともに、府の協力のもと、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

## 第6章 避難対策

### 第1節 避難

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難情報の発令、避難誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

#### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等の避難情報を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市長は、府からの助言に基づき、遅滞なく避難情報を発令する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

##### (1) 緊急安全確保、避難指示の実施責任者

市長は、市民に緊急安全確保及び避難指示を行う場合、その他の実施責任者と連絡協議して行い、そのいとまがない緊急の場合には、それぞれの実施責任者において実施し、事後速やかに相互に連絡する。

なお、市長は避難の措置状況を直ちに府知事に報告する。

緊急安全確保及び避難指示の実施責任者については、次のとおりとする。

ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ

連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、雨水出水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 市長は、洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難支援を実施する。

## (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、要配慮者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

## (3) 避難情報の区分と基準

### ア 避難情報の区分

避難情報の区分は次のとおりである。

表 避難情報の区分

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</li> <li>・土砂災害危険度情報(注意)</li> </ul>
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)</li> <li>・土砂災害危険度情報(警戒)</li> </ul>
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険)</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険)</li> <li>・土砂災害危険度情報(危険)</li> </ul>
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・大雨特別警報(浸水害)</li> <li>・大雨特別警報(土砂災害)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)</li> </ul>

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

イ 避難情報の基準

避難指示等の避難情報は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- (ア) 火災等の災害拡大により、市民の生命に危険が認められるとき
- (イ) がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- (ウ) 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等に達し、河川管理者等からの情報(水位上昇速度、雨量状況等)を考慮して必要と認められるとき

- (エ) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民の生命に危険が認められるとき
- (オ) その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

表 避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令基準（洪水・土砂災害の数値基準等）

区分	洪水時	土砂災害時
高齢者等避難	1. 安威川太田橋・千歳橋、茨木川幣久良橋、大正川生駒橋、女瀬川天堂橋、淀川枚方観測所のいずれかで避難判断水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき  2. 市長が必要と判断したとき	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が警戒レベルに達したとき
避難指示	1. 安威川太田橋・千歳橋、茨木川幣久良橋、大正川生駒橋、女瀬川天堂橋、淀川枚方観測所のいずれかで氾濫危険水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき  2. 異常な自然現象等による人的被害発生予想により市長が必要と判断したとき	・土砂災害警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保	【災害発生状況】 破堤、氾濫が発生したとき	【災害発生状況】 土砂災害が発生したとき

(4) 洪水、土砂災害による避難準備の指示

- ア 市長は、河川及びため池で警戒水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。
- イ 市長は、土砂災害警戒区域において、「避難情報判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により市民に避難の準備を広報する。

(5) 避難住民への周知

市長は、避難指示等を行う住民に対して、避難先、避難経路、避難理由、避難指示等の実施責任者等を明示し、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、インターネット等により周知徹底を図る。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第6章 避難対策

ア 伝達・周知

(ア) 避難準備信号

サイレン  $\overset{\text{サイレン5秒}}{\text{—————}}$  (休止15秒)  $\overset{\text{サイレン5秒}}{\text{—————}}$  (休止15秒)  $\overset{\text{サイレン5秒}}{\text{—————}}$  (休止15秒)

(イ) 避難信号

サイレン  $\overset{\text{サイレン1分}}{\text{—————}}$  (休止5秒)  $\overset{\text{サイレン1分}}{\text{—————}}$  (休止5秒)  $\overset{\text{サイレン1分}}{\text{—————}}$  (休止5秒)

(ウ) 広報車による伝達

市・府警察・市消防等の広報車により避難地区を巡回して周知する。

(エ) 個別伝達

避難が夜間かつ停電時の場合は、完全に周知徹底することが困難であるので、自治会長、自主防災会長、消防団長に連絡し、関係住民に伝達する。

(6) 避難者の誘導等

ア 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、特に避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

エ 避難準備の注意事項

(ア) 避難時の戸締まりを行う

(イ) 火気・危険物等の始末を完全に行う

(ウ) 非常持ち出し品は、必要最小限度にとどめる

(エ) 家屋補強、家財道具を高い所に移動する

(オ) 服装は軽装とし、履き慣れた靴で避難する

(カ) 洪水のときは、ロープ等で結びあって流されないようにする

(7) 広域避難

ア 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受

け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### イ 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

#### (8) 警戒区域の設定

災害時における市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

洪水の場合は、水害・土砂災害ハザードマップに示される浸水想定区域を基準にして警戒区域を設定する。

#### ア 設定者

(ア) 市長は、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(イ) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

(ロ) 警察官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(ハ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(ニ) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)

#### イ 規制の内容

市長等は、警戒区域を設定したとき退去の確認又は立入り禁止の措置を講じるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

#### (9) 公用負担

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市域内の私有の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木・その他の物件を使用し若しくは収用する。

代行権者…警察官（災害対策基本法第64条第7項）

ア 前項の措置をとったときは、土地・建物の占有者等に対して、当該土地建物等の名称・種類等を通知する。

イ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

ウ 工作物等を除去したときは、これを保管するとともに、当該工作物等の名称・種



類を公示する。

(10) 住民等に対する従事命令等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。(災害対策基本法第65条第1項)

代行権者…警察官(災害対策基本法第65条第2項)

なお、従事命令を発したときは、当該応急措置の実施に応じた者の人員・氏名を把握する。

(11) 被災者の運送

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

## 2 指定避難所の開設・運営

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に避難することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、施設の確保や避難者の移送等について府へ支援を要請する。

(1) 指定避難所の開設

ア 指定避難所

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

市長等が避難指示等を行った場合、市は、施設管理者や地域住民の協力を得て指定避難所を開設するとともに、市長は、直ちに職員を避難所要員として指定避難所に派遣し、避難者の把握と避難所運営の準備を行う。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関に要請するなど、必要な施設の確保を図る。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶によ

る孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域における指定避難所の開設の適否を検討し、必要に応じて避難所を指定する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

#### イ 開設の時期

- (ア) 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき
- (イ) 災害発生のおそれがあり、避難情報が出されたとき
- (ウ) 緊急を要する自主的な避難要請があったとき
- (エ) その他必要と認めるとき

#### ウ 要配慮高齢者・障害者等のための福祉避難所等

市は指定避難所と同様に、施設管理者や地域住民の協力を得て、災害発生後、福祉避難所として使用する施設の安全状況を確認し、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者の受入れができる体制を構築する。

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

#### (ア) 指定福祉避難所

特に配慮が必要な高齢者や障害者など特定の受入対象者を滞在させることを想定して市が予め指定した施設。

#### (イ) 福祉避難施設

「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づいて、茨木市高齢者サービス事業所連絡会及び茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が災害時に要配慮者の受入れを行う施設として登録した施設。なお、災害時の避難者の状況に応じて順次開設する。

#### (ウ) 福祉避難所等での要配慮者への支援

- (a) スロープ等設備の設置
- (b) 生活必需品等の物資や機材の提供
- (c) ケアサービスの提供
- (d) 避難所での情報提供
- (e) 生活相談員等の配置

#### エ 関係機関への報告

指定避難所を開設したときは、直ちに市本部を通じて避難所開設の状況（開設の日時、場所、施設名、受入れ状況等）を府知事及び茨木警察署長に対して報告する。

また、避難所要員は、避難者名簿、開設日誌、物品出納簿等を記録し、定められた時間ごとに市本部へ報告する。

(2) 指定避難所の管理・運営

ア 避難受入れの対象者

災害により、現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者。

(ア) 災害により現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(イ) 災害により現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難情報が発せられた対象地域の市民等
- ・避難情報が発せられた対象地域の市民等ではないが、緊急に避難を要する者
- ・その他避難が必要と認められている場合

イ 指定避難所の管理・運営

(ア) 避難所要員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

(イ) 指定避難所責任者は、当初は避難所要員があたり、その後避難所・市民相談班が総合調整を行い、各部に引き継ぐ。

(ウ) 避難所要員及び避難所・市民相談班は、市民、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て、指定避難所の管理・運営を行う。なお、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、避難者による自主運営の推進を図るとともに、民間事業者等への外部委託を活用する。

(エ) 指定避難所の円滑な運営管理のために指定避難所に派遣した避難所要員は、指定避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。

(オ) 指定避難所に指定されている学校は、生徒の安全確保及び学校の早期再開に努めるが、指定避難所開設当初においては、教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するものとする。

(カ) 浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、携帯電話、無線機、食糧等を用意する。

**【運営の留意事項】**

- ・指定避難所ごとにそこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車、その他指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びにこれらの情報の府への報告
- ・混乱防止のための避難者心得の掲示
- ・応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- ・生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握
- ・食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- ・避難行動要支援者への配慮
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パー

ティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など指定避難所の衛生環境の把握と医師や看護師等による避難者の健康状態の把握に努め、必要な措置の実施

- ・多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ・相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- ・避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ・家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師や動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- ・正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- ・各避難所の運営者を含めた避難所の良好な生活環境の継続的な確保のための専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換の実施
- ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、指揮調整班は、医療衛生対策班や避難所・市民相談班と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

また、市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

さらに、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

#### ウ 指定避難所の集約及び閉鎖

- (7) 災害復旧状況や避難者の状況を勘案し、避難者が帰宅できる状態となったと認めるときは、指定避難所の統合・集約又は避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を行う。

(イ) 指定避難所責任者は、市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(ウ) 市は、避難者のなかにその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。指定避難所の統合・集約を行う場合は、避難者の生活拠点、避難者数、被災者の態様や地域の福祉的な支援体制等を総合的に考慮したうえで、統合・集約する指定避難所を決定する。なお、統合・集約する指定避難所の決定にあたっては、良好な生活環境の確保に適した施設を優先し、施設の平常利用の妨げにならないよう配慮する。

(3) 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、また、指定避難所に避難する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討し、実施する。

## 第2節 福祉活動

### 1 避難行動要支援者の被災状況の把握

#### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、国が示す指針を踏まえ、自治会、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会等の協力を得て避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、被災状況の把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要配慮児童の早期発見、保護に努める。

個別避難計画が策定されている避難行動要支援者の安否確認では、個別避難計画等に基づき、避難支援等関係者と連携し、安否確認及び避難誘導の支援を行う。

#### (2) 医療・福祉・介護ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、支援活動や組織的な福祉サービスが提供できるよう民生委員・児童委員、保健所等の関係機関と連携して医療・福祉・介護ニーズの把握に努める。

### 2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。

#### (1) 情報の伝達及び在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、必要な情報を伝達できる体制を民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得て確保するとともに介護サービス、介護予防・生活支援サービス及び障害福祉サービスがニーズに応じて、継続的に提供できるよう事業所サービス、地域包括支援センター及び居宅介護支援を実施している事業者と連携する。

#### (2) 福祉避難所等での受入れ

被災した避難行動要支援者が、より安定した避難生活を送れるよう市が指定する福祉避難所や災害協定に基づく福祉避難施設等での早期受入れに努める。

#### (3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所

居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急入所の対応を行う。

### 第3節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第4節 災害時の警備

### 1 警察の任務

茨木警察署は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携のもとに、各章に定める災害の予防・応急・復旧に伴う諸活動を実施して公共の安全と秩序の維持にあたる。

### 2 警備体制

茨木警察署は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、その災害規模に対応した所要の警備体制をとる。

#### (1) 警備本部の設置

茨木警察署に警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

#### (2) 警備部隊の編成運用

茨木警察署は、勤務中の警察職員及び非常参集者をもって警備部隊を編成配置する。  
なお、被害が甚大で茨木警察署の部隊で不足する場合には、府警察本部に応援部隊を要請する。

### 3 警備措置

#### (1) 事前の措置

- ア 危険箇所及び危険地域等の実態調査
- イ 予警報の伝達又は伝達協力
- ウ 自主防犯についての注意指導、警告広報
- エ その他関係機関が行う災害防ぎょ活動に対する援助協力

#### (2) 災害発生時（後）の措置

- ア 避難誘導
- イ 被災者の救助救出
- ウ 交通規制及び緊急交通路の確保
- エ 検視活動
- オ 被害調査及び被害情報の収集
- カ 権利及び利害の錯綜による紛争事案の警戒
- キ 流言飛語の防止などの広報活動
- ク 関係機関の行う救助活動に対する援助協力



## 第7章 救助救急及び医療救護対策

### 第1節 救助・救急対策

災害のため生命・身体が現に危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、応急措置及び医療機関への搬送並びに救助を行う。なお、救急・救助活動の詳細については、消防計画に定める。

#### 1 救助方法

##### (1) 行方不明者等の搜索

消防対策部及び福祉・安否確認班は、茨木警察署や自衛隊の協力を得て行方不明者等の搜索にあたるとともに、行方不明者等の情報収集を行う。

また、被災の状況により、事業者や消防団、また、自治会等に協力を依頼するなど、民間企業・団体や地域住民の応援を得て実施する。

##### (2) 救助体制

ア 災害対策本部設置中の救助活動については、消防、警察及び市民等の協力により救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入し迅速な救助作業にあたるものとする。

イ 市単独では救助作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材等の調達を要するときは、府及び近隣市に応援を要請する。

ウ 上記イで対応できない規模の災害が発生したときは、府を通じ、緊急消防援助隊及び自衛隊に応援を要請する。

##### (3) 発見者の通報

救助の要する者を発見したときは、直ちに市長又は警察官(署)若しくは消防署員(署)に通報する。

##### (4) 救助方法

ア 災害対策本部は、市消防及び茨木警察署と緊密な連絡を取り、必要に応じ他の機関や民間の関係事業所等の協力により、救援車・救助工作車・重量物除去車や専門機器等の応援を求め救助作業にあたる。

イ 救助した負傷者は、直ちに救急車でその症状に適応した医療機関等へ搬送する。

ウ 復旧作業との関連及び特殊機器を要する作業については、自衛隊の派遣を要請し、その人員・器材等を活用する。

#### 2 救急方法

##### (1) 救急搬送にあたっては、負傷者の状況、医療救護所・病院等にいたる道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、災害現場で救急処置を施す必要のある者が多数の場合、医療関係機関で構成される医療救護班の出動等を要請する。

##### (2) 現有の救急車両や人員で実施が困難な場合、近隣市町の消防機関や民間の関係事業所等に応援を要請する。

- (3) 負傷者を搬送する必要があるときは、府等の関係機関にヘリコプターの応援を要請する。

## 第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、大阪府災害時医療救護マニュアル等に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要な被災者等のうち、災害のため医療機関等が混乱し、適切な医療及び助産を受けることができなくなった者に対して、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会をはじめ、医療関係機関等により、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。以下同じ。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

### 1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅延することとなるが、市は、災害医療協力病院等の医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限り短期間における被災傷病者等の収容治療、重症患者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、平時の救急医療機能に準じ災害拠点病院、災害医療協力病院を中心として、事前もしくは災害発生時に開設することを承諾した医療機関を、可能な限り臨時指定医療救護所と位置づけ医療救護活動を行う。ただし、施設が被災もしくは被災傷病者等多数により当該施設内での診療が不可能な場合は、位置づけた臨時指定医療救護所以外の場所に医療救護所を設置もしくは指定避難所に併設する指定医療救護所において医療救護活動を行う。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症について、可能な限り対応を行う。

### 2 災害医療情報の収集・提供

#### (1) 市

市は、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会及び災害医療協力病院等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについての的確に把握する。

また、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び府防災行政無線等を用いて、災害に係る医療情報を速やかに府へ報告するとともに、可能な限り市民に対する医療関連情報の提供に努める。

#### (2) 府

府は、市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）又は大阪府救急・災害医療情報システム及び府防災行政無線等を用いて、被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市などの関係機関及び府民に情報を提供する。また、必要に応じてライフライン事業者に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧にかかる対策等を要請する。

### 3 現地医療の確保

#### (1) 医療救護班の編成・派遣

市、府及び医療関係機関は、被災傷病者等の応急処置及び応急治療を行うため、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市あるいは府の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

##### ア 市

市は、災害発生後、災害の状況に応じ速やかに医療救護所の開設を決定するとともに、医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。また、必要に応じて、府（大阪府茨木保健所）を通して医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療救護所等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

##### イ 府

府は、市から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療機関・救護所・航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。

また、災害派遣精神医療チーム（DPA T）に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びDPA T事務局に対して他府県のDPA Tの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。

##### ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は、府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成・派遣して医療救護活動を実施する。

（医療関係機関）

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

#### (2) 医療救護班の搬送

##### ア 医療関係機関

医療関係機関は、原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

##### イ 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の開設・運営

ア 市は、必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置し、開設・運営するとともに、指定避難所に併設する指定医療救護所のほか、必要に応じて適当な場所に医療救護所を設置し運営する（「4 現地医療活動」参照）。

イ 市は、事前もしくは災害発生時に医療機関の開設者から医療救護所を設置し開設することについて承諾が得られた場合は、医療機関を臨時指定医療救護所として指定する。

ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

ア 市

市は、派遣要請をした医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（大阪府茨木保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ 府

府は、府内医療関係機関並びに国及び他府県へ派遣要請した医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

## 4 現地医療活動

(1) 市内医療機関による応急医療活動

市内の被災を免れた災害医療協力病院（二次救急告示病院）、市内診療所等による応急医療活動を実施する。

(2) 応急救護所及び医療救護所の開設

ア 応急救護所及び医療救護所の開設基準

(ア) 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下したため、現地医療機関だけでは対応しきれないとき。

(イ) 被災傷病者等が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき。

(ウ) 被災地付近に対応可能な医療機関が無く、被災地付近での対応が必要なとき。

(エ) 被災地の医師が必要と認めたとき。

(オ) その他、災害時医療対策本部が開設の必要があると認めたとき。

イ 救護所の開設

(ア) 医療救護所の開設場所は、アの開設基準に基づく市災害時医療対策本部の判断を踏まえ、市災害対策本部が決定する。

(イ) 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置し開設する。

(ウ) 指定医療救護所は、表「指定医療救護所（災害用医薬品備蓄拠点）」のうちから必要に応じて開設する。その他、対応が可能な医療機関を臨時指定医療救護所として指定し開設する。

(エ) 救護所の運営等は、救護所運営マニュアル等に基づき行う。ただし、運営マニュアル等に無い事項については、現地に派遣されている医療救護班等及び市災害時医療対策本部が協議のうえ決定する。

### (3) 救護所における現地医療活動

#### ア 応急救護所における現場救急活動

府等から派遣される医療救護班、災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、市災害医療センター及び応急救護所で応急処置やトリアージ（負傷者の選別）等の現地救急活動を行う。

#### イ 医療救護所における臨時診療活動

茨木市医師会等並びに医療救護所に指定された医療機関に所属する医療従事者及びその職員により編成される診療科別医療班に加えて府等から派遣された診療科別医療班等が、医療救護所において通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。なお、出勤に当たっては、原則として医療機関で所有する車両等を活用する。

### (4) 被災地域外からの医療救護班の派遣要請

多数の死傷者が発生し、茨木市医師会所属の医療救護班と市内の災害医療協力病院（二次救急告示病院）のみでは迅速な応急医療活動が困難と判断された場合には、府（大阪府茨木保健所）を通して日本赤十字社大阪府支部等の医療関係機関に、医療救護班の派遣を要請する。

なお、医療救護班の受入れにあたっては、災害時医療対策本部が医療ボランティア等の活用も含め、府（大阪府茨木保健所）の支援・協力のもと、配置調整を行う。また、医療救護班が輸送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保する。

### (5) 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

## 5 後方医療活動

災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する後方医療を実施する。なお、これらの患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

市は、被災地域内の救護所や医療機関では対応できない患者が発生した場合や、病院等が被災したため継続して医療の確保が困難な場合は、被災地以外の医療機関への受入れを府に要請する。

(1) 患者搬送手段の確保

患者を陸上搬送する場合は、災害時の緊急交通路を通行可能な救急車を原則として使用する。また、緊急を要する場合は、府に要請しヘリコプターによる緊急搬送を行うなど、救命医療を最優先とする搬送手段の確保を図る。

(2) 受入れ病院の選定

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(3) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMATの派遣調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ・地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ・患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整
- ・地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ 災害医療協力病院

平時の救急医療機能に準じ、救急要請等により転搬送もしくは直接来院した中等症患者及び軽症患者への医療を提供する。

エ 市災害医療センター

市災害医療センターは、主に入院を要する中等症患者の受入れ・集約拠点であり、災害時の医療情報の集約並びに応援部隊の活動拠点として、災害時の医療情報の把握・分析・評価及び医療救護班等の応援部隊の受入れを行う。

#### オ 医療救護所

医療救護所は、指定避難所等に併設される指定医療救護所のほか、状況に応じ医療機関（臨時指定医療救護所）を指定するものとし、災害発生直後から中長期間にわたって、通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。

### 6 医薬品等の確保

#### (1) 市

ア 災害時の医薬品等の確保は、保健医療センター及び市内10か所の指定医療救護所の医薬品等備蓄により対応するとともに、市内の医療関係機関に対しても協力を要請する。

イ 茨木医薬品備蓄センターで医療用備蓄を行っている茨木市薬剤師会と連携して確保する。

ウ 府備蓄センターに必要医薬品等の支援を要請する。

エ 医療の救援物資については、保健医療センターに集積し、医療機関等に供給する。なお、医薬品等の物資の受入れ、輸送等の供給方法等については別に定める。

#### (2) 府

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

#### (3) 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。

### 7 個別疾患等対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病等の患者に対して、府及び医療関係機関と協力して継続して医療が受けられるように努める。

### 8 市民への周知

市は、トリアージについて、市民の理解を図るため周知する。



## 第8章 交通輸送対策

### 第1節 交通規制・緊急輸送活動

市、府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

茨木警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

#### 1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

##### (1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

##### (2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

市、府、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

##### (ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

##### (イ) 通行規制

道路管理者は道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

##### (ウ) 道路啓開等

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移

動の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### イ 府警察

##### (ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

##### (イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

##### (3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

##### (4) 近畿地方整備局の対応

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

##### (5) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

##### (6) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

## 2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

### 3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

### 4 輸送手段の確保

市は、公用車及び応援車の活用及び、必要に応じて日本通運株式会社（大阪支店）、一般社団法人大阪府トラック協会などの運送事業者の協力により、輸送手段を確保し、応急輸送活動を行う。

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

### 5 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう努める。

(3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、適切な輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び一般社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

### 6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

### 7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

### 8 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

(1) 輸送基地の確保

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

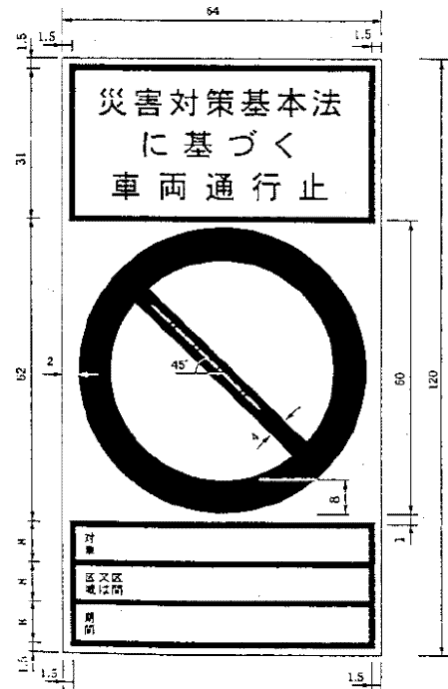
(2) 輸送手段の確保

市及び府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

緊急通行車両以外の車両通行止標示

備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線は青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白地とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 1 交通の安全確保

#### (1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

#### (2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社）

(ア) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防、警察、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

(イ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

(ア) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防、警察に通報し、出動の要請を行う。

(イ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

### 2 交通の機能確保

#### (1) 障害物の除去

各施設管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各施設管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

#### (2) 各施設管理者における復旧

ア 鉄軌道施設

(ア) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

(ウ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ 道路施設

(ア) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

(イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。

また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

- (エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

## 第9章 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。

### 第1節 物資等の運送要請

#### 1 市及び府

市及び府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

市及び府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

#### 2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、市又は府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客



観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

## 第2節 給水活動

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者等と協力して、災害により飲料水の確保が困難な被災住民に対して、速やかに給水活動を行う。

### 1 応急給水活動

#### (1) 応急給水拠点における応急給水活動

一時避難地等に整備する緊急貯水槽（飲料水兼用の耐震性貯水槽）や浄水場、配水池等の応急給水拠点において、給水活動を行う。

#### (2) 給水車等による応急給水活動

避難所等において、給水車等による運搬給水活動を行う。

#### (3) 医療機関等への応急給水活動

人工透析等に必要な医療機関及び福祉施設からの給水要請については、被害状況に応じて優先的に対応する。

### 2 給水用資機材の調達

給水用資機材については、関係協力団体等に協力要請を行い調達する。

#### (1) 給水タンク (2) ポリタンク (3) 給水車 (4) 運搬車両 (5) 給水袋

### 3 その他の措置

#### (1) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮設配管の布設による給水の実施

#### (2) 飲料水の水質検査及び消毒

### 4 給水量

発生後3日間は、被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

### 5 広報活動

市民への給水活動に関する情報（断水状況、給水方法等）について広報活動を行う。

### 6 応援体制

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は必要に応じて大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

### 7 応援要請

災害時において、本市の給水能力を超える供給が必要と見込まれる場合は、関係機関等に応援要請を行う。

#### (1) 府内水道（用水供給）事業者 災害対策本部から大阪府水道災害調整本部を通じて要請する。

- (2) 自衛隊 災害対策本部から府知事に要請の要求をする。
- (3) 茨木市水道工事事業者 水道部から要請する。

## 8 応急復旧及び汚染防止

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するための保全対策を実施する。
  - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
  - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。
  - ア 水道施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
  - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、ただちにその使用禁止及び制限等の措置をとる。
  - ウ 水道施設の損壊等により、水道水の供給が広範囲に不可能となったときは、ただちに事故報告書を府に提出する。

### 第3節 食糧及び生活必需品の供給

市は、府及び関係機関と協力して、被災地へ迅速かつ円滑に食糧及び生活必需品等を供給するための措置を講じる。

#### 1 関係機関の役割

##### (1) 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア 指定避難所毎の必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

##### (2) 府

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- キ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- ク 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送

##### (3) その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- ア 農林水産省
  - 応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給
- イ 近畿農政局（大阪府拠点）
  - 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡

- ウ 日本赤十字社大阪府支部  
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 経済産業省  
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- オ 近畿経済産業局  
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- カ 関西広域連合  
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

## 2 食糧の供給

### (1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した者
- イ 住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害によりやむを得ず一時的に滞在を余儀なくされる者
- エ 被災地において救助作業、その他の緊急災害対策の業務に従事する者（ただし、災害救助法に基づく救助の対象にならないことに留意する。）
- オ 炊事は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られていない者

### (2) 食糧の調達・供給

被害状況から食糧の供給が必要と判断される場合は、必要な食糧を確保・供給するための措置を講じる。

- ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達供給計画を立てる。

なお、食糧の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府に要請を行い、必要な食糧を確保する。

#### (ア) 備蓄食糧

市が、あらかじめ災害用に備蓄している食糧品等を、各指定避難所に設置している備蓄品保管庫からの提供に加え、市内11か所の災害用生活物資備蓄拠点から搬出し、各指定避難所等へ配布する。

#### (イ) 調達食糧

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、業者等による指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

#### (ウ) 救援食糧

市において食糧の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

- a 府から必要数を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

#### 【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合

は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

【第二次物資輸送拠点】

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

b その他の団体等から食糧の救援を受けた場合も同様の措置とする。

イ 食糧の供給は、原則として指定避難所で実施する。また、食糧の受入れ配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、食糧の供給は流通機能の回復までの期間とする。

ウ 食糧の調達は、アルファ化米等災害備蓄食に併せて、ロングライフパンや包装米飯、レトルト食品、缶詰などで量の確保に努めるとともに、乳幼児、高齢者や病弱者用の特殊な食品（乳児用ミルク、離乳食、アレルギー除去食、介護食、特別食等）の確保にも努める。また、避難所での生活が長期化する場合は、管理栄養士又は栄養士の助言を得て、メニューの多様化、適温食の提供、栄養量や栄養バランスの確保等、食事の質の確保に努める。

この際、災害救助法の適用を受けている場合は、積極的に特別基準の活用を図る。

(3) 食糧の搬送

市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて搬送業者等に委託する。

(4) 食糧受払の管理

食糧の受払いについては、食糧の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、食糧受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

### 3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

避難状況、ライフラインの復旧状況及び協力体制等を勘案し、決定する。

(2) 炊き出しの場所

指定避難所で給食（調理）室等を利用できる場合は、調理員の協力のもと、施設管理者の許可を得て利用する。利用不能の場合や給食（調理）室がない指定避難所については、応急的な調理設備等の確保に努める。

(3) 炊き出しの体制

ア 避難所内自治組織、地域の各種団体、自衛隊等の協力を求めて実施する。

イ 小学校等の給食（調理）室を利用する場合は、学校調理員や施設管理者の協力のもと、炊き出しを行う。なお、炊き出しの実施は、流通機能回復までの期間とする。

ウ 地元事業者等が営業再開するなど、災害の発生から一定期間が経過した後は、地元事業者を活用し、適温食の確保に配慮する。

(4) 食品衛生について

保健所の指導、助言により、食品の衛生管理を徹底するとともに、加熱調理を原則に食中毒の予防に努める。

#### 4 生活必需品の供給

(1) 対象者

住家が全焼・全壊・半焼・半壊等の被害を受けて、生活上必要な被服、寝具、その他の日用品及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 供給物資

被服、寝具その他の日用品及び生活必需品を、状況に応じ現物給付する。

(3) 生活必需品の供給

被害状況から生活必需品の供給が必要と判断される場合は、物資班は各指定避難所と連携を密にして必要な物資を確保・供給するための措置を講じる。

ア 必要とする指定避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、調達・供給計画を立てる。

イ 指定避難所での生活必需品の受入れ・配布等は、避難所内自治組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 救援物資の調達

救援物資の調達、救援が必要な場合は、流通業者や府及び日本赤十字社大阪府支部等に要請を行い、必要な生活必需品を確保する。

ア 調達物資

市内の流通業者等に手配のうえ必要品を調達し、指定避難所等へ直接搬送を原則とする。

イ 救援物資

市において生活必需品の調達が困難な場合は、府及び関係機関に要請する。

(ア) 府から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(イ) 日本赤十字社大阪府支部が備蓄する災害用備蓄倉庫から必要物資を受領し、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

(5) 府への報告

他の市町村に要請した場合は、府に報告する。

(6) 救援物資の集積・搬送

ア 救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた災害用物資輸送拠点とし、被災の程度に応じ、本部長の指示する場所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

なお、おにクル開館後は、おにクルに災害用物資輸送拠点を設置する。

イ 市が実施する搬送については公用車及び応援車を用いる。また、状況に応じて運送業者等に委託する。

『災害用物資輸送拠点の指定』

【第一次物資輸送拠点】

災害の状況により、救援物資等の集積所を1か所確保する必要がある場合

は、第一次物資輸送拠点として「茨木市立南市民体育館」を指定する。

**【第二次物資輸送拠点】**

災害の状況により、第一次物資輸送拠点が使用できない、又は使用する必要がない場合は、第二次物資輸送拠点として「中央公園地下駐車場」を指定する。

ウ 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携により実施する。

(7) 物資受払の管理

物資の受払いについては、生活必需品の種類、数量、搬送場所等を確認のうえ、物資受払い簿等を作成し、適切な管理を行う。



## 第10章 環境衛生対策

### 第1節 廃棄物の処理

#### 1 ごみ・し尿の処理

##### (1) 初期対応

- ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- イ ごみの処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

##### (2) ごみの処理方法

###### ア ごみの収集順位

衛生上の点から、次のものから優先的に収集する。

- (ア) 腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (イ) 浸水したごみや指定避難所等のごみ

###### イ ごみの処理

- (ア) ごみの処分は、市環境衛生センターのごみ処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのごみ処理能力を上回る大量のごみが発生した場合は、周辺の環境を留意し、公有地を臨時集積場として利用するとともに、他市に対し、ごみ処理についての応援を要請する。

##### (3) し尿の処理方法

###### ア し尿の収集順位

衛生的に悪条件の地域や指定避難所施設等のし尿を優先的に収集する。

###### イ し尿の処理

- (ア) し尿の処分は、市環境衛生センターのし尿前処理施設において行う。
- (イ) 市環境衛生センターのし尿処理能力を上回る大量のし尿が発生すると見込まれる場合は、他市に対し、し尿処理についての応援を要請する。

##### (4) 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置等

###### ア 仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置の基準

指定避難所における仮設トイレ(簡易トイレ含む)設置台数：1台/指定避難所生活者数100人

###### イ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の調達

仮設トイレ(簡易トイレ含む)の必要数が不足する場合は、早急に業者へ連絡をとるとともに、指揮調整班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ・トイレトペーパー
- ・清掃用品

###### ウ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の設置

仮設トイレ(簡易トイレ含む)は、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

###### エ 設置期間

上水道、下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間。

オ 仮設トイレ(簡易トイレ含む)の管理

設置場所の管理者及び地域住民等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

## 2 ごみ・し尿の運搬

災害時には、市収集車(ごみ、し尿)及び委託の収集車両を動員し、総力をあげて収集・運搬体制をとる。

また、被災の状況から、さらに多数の収集・運搬車両が必要と見込まれる場合は、直ちに近隣市及び府へ応援の要請を行うなど、市民生活の良好な衛生環境を保持する。

## 3 災害廃棄物等処理

### (1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

### (2) 住宅関連の災害廃棄物等処理

住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

### (3) 公共施設上の災害廃棄物等処理

ア 主要道路上の災害廃棄物等処理

道路管理者は災害時に道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

イ 河川関係の災害廃棄物等処理

河川管理者等は災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

ウ 鉄軌道上の災害廃棄物等処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

### (4) 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

オ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

カ 市は、必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボラ

ンティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 除去した災害廃棄物等の処理

ア 多量の災害廃棄物が発生した場合は、公有地等を臨時集積地として選定する。

イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。

ウ 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

エ 臨時集積地に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

関係各部及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じ市本部を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

## 第2節 防疫・保健衛生対策

被災地区において、感染症の発生又は、発生するおそれがある時は、大阪府茨木保健所、茨木市医師会等の協力を得て、その地区及び周辺地域を消毒するなど防疫措置を実施する。また、二次的健康被害を予防するため、健康・栄養・生活環境の整備等に関する巡回相談などの保健衛生活動を実施する。

### 1 防疫活動

#### (1) 防疫活動の実施

府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

##### ア 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、必要に応じて、自治会・自主防災組織等の協力を得て次の防疫活動を実施する。

##### (ア) 消毒措置の実施

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除

(ウ) 指定避難所の防疫指導

##### イ 各世帯における家屋等の防疫措置

被災家屋等に対し、必要に応じて、自治会・自主防災組織等を通じ各戸に消毒剤を配布する。また、床・壁・手洗設備等の消毒について衛生上の指導を行う。

##### ウ 健康診断の実施

災害発生後、府の感染症の発生状況及び動向に関する調査に伴い、健康診断の勧告を受けた時は、民生対策部及び関係機関により協力体制をとり、健康診断を実施する。

##### エ 臨時の予防接種

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

##### オ 衛生教育及び広報活動

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とするが、感染症予防上必要と認めた場合など被災地の状況に応じ、指導及び指示を行う。

また、感染症が発生した場合は、その発生状況及びその防疫活動等について速やかに広報活動を行う。

#### (2) 防疫に必要な薬品の調達及び確保

防疫に必要な薬品の調達及び確保を行うとともに、不足する場合は、府に薬品及び資機材の応援を要請する。

#### (3) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、指揮調整班は、医療衛生対策班と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また活動の実施にあたっては、府保健所災害対策マニュアルほか各種二次的健康被害予防のための各種マニュアル・活動指針等に基づき活動するとともに、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者、医療依存度の高い療養者、高齢者等の要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

### (1) 巡回相談等の実施

ア 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 市は、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善について、市に助言する。

### (2) こころの健康相談等の実施

市は、災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、府（大阪府茨木保健所）等の支援・協力のもと、災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

### 【参考】別表：災害フェーズと主な対応

（フェーズの定義は「大阪府保健所災害マニュアル」に準ずる）

（対応概要は「全国保健師長会 大規模災害における保健師の活動マニュアル」を参照）

### 【フェーズ1・2】初動体制の確立（災害発生から3時間～24時間まで）

- DMAT等による救命救護活動との連携、被災者の安全確保・救急対応
- 被災状況などの情報収集
- 災害保健衛生活動の方針の決定と初動活動体制の確立

救命・救護	医療救護班構成員等として参画
避難所	避難所巡回、避難者全体の把握と健康状態確認、避難所運営担当者との連携
	衛生・健康管理に必要な物品確保
	衛生管理及び環境整備（土足禁止、トイレの衛生、温度・湿度等）

	エコノミークラス症候群の予防啓発、アレルギー対策等
自宅滞在者	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携

### 【フェーズ3】緊急対策期（概ね災害発生後72時間以内）

- 災害保健衛生活動の優先順位の決定
- 保健衛生活動チーム受入体制の準備
- 保健・医療・福祉的視点でのトリアージと関係機関との連携

救命・救護	要医療者への支援（慢性疾患患者の医療の確保と継続支援）
	感染症拡大防止
避難所	避難者の健康管理、健康相談、保健・医療・福祉的視点でのトリアージ
	巡回による医療確保（罹患者対応、主治医・救護所との連携等）
	感染症発生動向の把握及び予防、エコノミークラス症候群予防
自宅滞在者	栄養対策（栄養指導、アレルギー対策等）、食中毒予防
	医療や福祉・介護保険等各担当部署との連携
	健康状態把握の検討及び準備、衛生・健康管理に必要な物品確保
	感染症予防、エコノミークラス症候群予防

### 【フェーズ4】応急対策期（発災後1週間まで）

- 避難所を中心とした保健衛生活動計画の策定・評価・見直し
- 各種保健衛生活動チーム・ボランティア受入調整
- こころのケア対策の検討

救命・救護	救護所の継続・撤退に係る協議
避難所	フェーズ3の体制を保健衛生活動チーム等へ引き継ぐ
	衛生管理及び環境整備（防虫対策、消費期限切れ食品の回収・廃棄等）
	こころのケア対策の検討
自宅滞在者	健康状態の把握及び健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施
	感染症予防、こころのケア対策の検討

### 【フェーズ5・6】応急対応期（発災後1、2週間～1か月）

- 中長期的な活動計画の策定、実施、評価
- 避難所の統合・閉鎖に向けたアセスメント

救命・救護	通常の医療体制に移行
避難所	避難者の健康管理、巡回健康相談および要フォロー者への対応 感染症対策、栄養・食生活対策、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

### 【復旧・復興対策期】（概ね1～2か月以降）

- 避難生活の長期化による慢性疾患やこころのケアに対するニーズ対応

○保健衛生活動チーム派遣調整終了の時期及び終了後の体制検討

避難所～仮設住宅	健康調査等による健康状況の把握、巡回健康相談 健康教育、新しいコミュニティづくりへの支援、こころのケア対策
自宅滞在者	要フォロー者の継続支援、こころのケア対策

### 3 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、災害発生後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、二次的健康被害予防のための災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

### 4 被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動

災害発生時においては、動物の飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。また、指定避難所には、多くの人が家族の一員として捉える動物と一緒に避難してくるが、指定避難所での共同生活の秩序を乱さず、動物が周囲に迷惑を及ぼさないよう、飼い主には適正な飼養管理をすることが求められる。

市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。

- ア 平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動
- イ 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）の実施、協力
- ウ 指定避難所における飼養場所の指導
- エ 被災した動物の飼養場所への保護・収容
- オ 飼養場所での環境衛生の維持
- カ 飼養場所での動物の適正飼養
- キ 放浪動物の保護・収容への協力
- ク 府災害時等動物救護本部との連携

なお、受入れ等の体制の確保ができない場合、府等に協力を要請する。

## 第3節 遺体対策

### 1 遺体の処理

- (1) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- (2) 身元不明の遺体については、茨木警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (3) 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
  - ア 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
  - イ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
  - ウ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
  - エ 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- (4) 遺体安置所の設定
  - ア 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

臨時の遺体安置所	場 所	火葬炉
茨木市立斎場（火葬場）	茨木市大住町18番16号	9炉

- イ 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、茨木警察署及び医師による検視・検案を行うので茨木警察署、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置に努める。
- エ 茨木警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- オ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局等と協議、調整を行う。
- カ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、タンク車等の確保にも努める。
- キ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。また、遺体対策の業務は民間の葬儀社等の外部委託も活用する。
- ク 市において遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。



## 第4節 社会秩序の維持

市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

### 1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 2 警戒活動の強化

茨木警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

### 3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

### 4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

#### (1) 物価の監視

市は、府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

#### (2) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

#### (3) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

#### (4) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場

合は、府民は、これに応ずるよう努める。

(5) 金融機関における預貯金払戻等

ア 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ア) 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

(ウ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

## 第11章 ライフラインの応急対策

### 第1節 上水道の応急対策

市は府と連携して、災害時における給水活動及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な資機材や人員等の確保とともに上水道施設の被害情報等の連絡体制を確立し、迅速かつ効率的に応急対策を実施する。

#### 1 事前準備と応急給水

##### (1) 事前準備

###### ア 非常配備体制の確立

災害時に給水活動、復旧及び情報収集・伝達等に必要な要員を確保するため、あらかじめ職員の非常配備体制を確立する。

###### イ 関係機関との連携

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府（大阪府水道災害調整本部）及び府内水道（用水供給）事業者等と相互に協力して応急給水体制を整備する。

また、市水道部は、水道工事業者等との間で、応援可能な人員、動員方法等をあらかじめ協議しておく。

##### (2) 応急給水

ア 備蓄している応急復旧用資機材を使用し、迅速に応急復旧作業を行う。

イ 給水は、まず、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

ウ 不足する場合は、関係機関、水道工事業者等に要請し、必要な資機材を調達する。

###### エ 関係機関等への応援要請

市職員の体制では早期の応急給水、応急対策が十分に行えないと判断される時は、府、水道工事業者等や水道施設工事業者、近隣市町等の関係機関へ応援の要請を行う。

#### 2 被害状況の把握・報告・広報

##### (1) 被害状況等の調査及び情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、被害調査を速やかに実施するとともに被害情報の収集を行う。

ア 水道施設の被害状況

イ 断水地域、戸数

ウ その他必要と思われる事項

##### (2) 被害報告

施設設備の被害状況を、速やかに水道事故報告書により市本部に報告する。

また、市本部は、被害状況等を府に報告する。

##### (3) 広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を求める。

特に、今後の復旧見込みについては、的確な情報提供に努める。

### 3 施設の応急復旧

- (1) 取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場及び企業団水分岐から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水本管の復旧を最優先して行う。  
その後、病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- (2) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- (3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、道路管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整をとる。
- (4) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

## 第2節 下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。また、市で単独に対応することができない場合には、府に応援を要請する。

### 1 関係機関との連絡協力体制

(1) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、許可権者、占有者等で協力して実施できる事柄をあらかじめ調整しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急調査・点検及び緊急措置を行うよう努める。

(2) 被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、ガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

(3) 水道事業体との相互協力

水道事業体が行う応急対策と相互に協力して、迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

### 2 緊急調査・点検と緊急措置

(1) 短時間による目視調査（マンホール、管渠）

ア マンホール周辺及び路面の異常の有無 —— 2次災害の可能性を判定

陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損

イ 被害程度の計測はメジャー等の簡単なもので行い、概要をカメラ、メモ等で記録する。

(2) 緊急調査票の作成（関係機関や住民情報の整理）

### 3 応急調査と応急措置

(1) 応急調査

ア 管路破断箇所を各種情報により特定する。

イ 降雨等を伴う場合、必要があれば雨水排水路の状況確認を行う。

(2) 応急措置

ア 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

イ 管路の応急処理を行う。

### 4 復旧計画の策定

(1) 緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（1次調査）

(2) 被害箇所の個別調査（2次調査）

(3) 排水設備の損傷受付

(4) 復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

### 第3節 電力施設の応急対策

関西電力送配電株式会社は、電力施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

#### 1 応急対策・復旧対策

##### (1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防、警察及び付近住民に通報する。

##### (2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

##### (3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第4節 ガス施設の応急対策

大阪ガスネットワーク株式会社は、ガス施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

### 1 応急対策・復旧対策

#### (1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

#### (2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

#### (3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第5節 通信施設の応急対策

各通信事業者は、通信施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとる。

### 1 応急対策・復旧対策

#### (1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

#### (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### (3) 設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### (4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。



## 第6節 ライフライン等の確保

### 1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

市は、府、近畿経済産業局及び電気事業者等による電源車等の配備調整に必要な情報を集め、府等へ提供する。

### 2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。

市は、府、関係省庁及びライフライン事業者等によるライフライン施設の復旧調整に必要な情報を集め、現地作業調整会議等へ提供する。

## 第12章 文教対策

文教施設の被災又は園児・児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合における、応急教育・教材・学用品の確保等の措置を次のとおり実施する。

### 第1節 休校等応急措置

#### 1 臨時休業措置

##### (1) 登校前の措置

登校前、午前7時の時点で、「暴風警報」若しくは「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表されている場合又は校区内（幼稚園の場合はその所在地）に「避難指示」（幼稚園の場合は「高齢者等避難」）が発令されている場合は臨時休業とし、各園児・児童・生徒の家庭に登校等を見合わせる事を徹底させる。

また、午前9時までに気象警報等が解除されたときは、市教育委員会から特別の指示があった場合を除き、臨時休業措置を中止する。

このほか、市立学校園の臨時休業措置等で必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

##### (2) 授業開始後の措置

災害が発生し、また発生するおそれのある気象状況になり、授業を継続することにより、園児・児童・生徒の安全確保が困難であると思われる場合は、各学校園長は教育委員会と協議して、臨時休業等適切な措置をとる。

なお、下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせるとともに、状況に応じて教職員が付き添う。

#### 2 学校園長の措置

##### (1) 事前措置

学校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき、明確な計画をたてておく。

また、学校園長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、応急教育態勢に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

ア 学校園行事・会議・出張等を中止すること

イ 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を確立すること

ウ 市教育委員会・茨木警察署・市消防並びに保護者への連絡網の確認を行うこと

エ 時間外においては、学校園長は、所属職員の非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと

##### (2) 災害時の措置

ア 学校園長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 学校園長は、災害の規模、園児・児童・生徒・職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。

ウ 学校園長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等、災害状況に合致するよう速やかに調整する。

エ 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

オ 指定避難所へ避難する住民の安全誘導を図る。

(3) 災害復旧時の措置

ア 学校園長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い園児・児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会に連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府及び市教育委員会から指導助言を受けるが、危険物の処理、通学路の点検整備については、状況を市教育委員会に報告し、市教育委員会は関係機関の援助等により処置する。

ウ 疎開した園児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

エ 学校園長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と調整のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

## 第2節 応急教育の実施

### 1 災害応急教育対策

#### (1) 文教施設の応急復旧対策

- ア 災害により被害を受けた学校園の施設整備については、学校園長からの報告により、教育委員会は、調査のうえ、速やかに応急復旧工事を実施し授業に支障をきたさないよう処置しなければならない。
- イ 応急復旧資材については、関係部課において確保し、教育委員会と協議のうえ、市内建設業者又は市指定業者をもって応急復旧工事をする。

#### (2) 応急教育実施の予定場所

- ア 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、付近の寺院・会館・公民館その他適当な公共施設等を利用する。

- イ 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室・屋内運動場等を利用し必要により二部授業を行う。

- ウ 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。

なお、前記事項については、教育委員会、各学校園長その他関係機関が協議して定め、その決定事項は、教職員、園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

#### (3) 応急教育の方法

##### ア 学力低下の防止

災害による臨時休業、二部授業その他のために学力低下が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力低下の防止に努める。

##### イ 危険防止

被害状況に応じて危険場所が予想されるときは、危険防止について指導し、その徹底を図る。

##### ウ 長期にわたる授業不能の場合

授業不能が長期にわたる場合も考えられるので、学校園と園児・児童・生徒との連絡方法・組織について工夫しておく。

#### (4) 教職員確保の措置

災害により教職員に不足を生じたときは、次の方法による。

- ア 不足教職員は、当該学校園内で調整し、できない場合は、本市の学校園内で調整する。
- イ 市で調整できない場合は、府教育委員会に応援を求める。

### 2 災害応急保育計画

#### (1) 保育施設の応急復旧対策

災害により被害を受けた保育施設については、災害状況調査のうえ、速やかに応急復旧工事を実施し、できるだけ早く平常通り保育できるように努める。

#### (2) 応急保育の実施

- ア 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。
- イ 応急修理により使用可能な場合は、速やかに修理し、実施する。

(3) 応急保育の方法

ア 被災地区の保育入所児に対しては、医師会・保健所等の協力を得て、検便・健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行う。

イ 保育所が長期にわたって保育不能な場合又は被災地区における復旧作業のため幼児保育が特に必要とされる場合は、実情に即し特設の保育所を設ける等便宜を図る。

(4) その他

気象警報等の発表によりあらかじめ災害が予想される場合は保護者に対して幼児の登所を中止するように日頃から連絡の徹底を図る。

### 第3節 就学に関する措置

#### 1 教科書・学用品の調達、支給方法等

市は、災害救助法が適用された場合は、同法による救助の程度、方法により、災害のため住家に被害を受け、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部生徒含む）に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、緊急援護費を制度の対象者に支給することで、教科書・学用品等の調達を支援する。

##### (1) 支給方法

教科書・学用品等を災害救助法に基づき支給する場合は、被災学校別・学年別使用教科書・給与の対象となる児童及び生徒の人数を迅速正確に把握し、府に報告するとともに、指示に基づき教科書供給業者等に連絡し、供給を受ける。

教科書・学用品等を緊急援護費に基づき支給する場合は、保護者が購入した費用の一部を、学校長を通じて支給する。

##### (2) 支給の対象者

災害により、住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水により教科書・学用品等が使用不能となった児童生徒。

## 第4節 給食に関する措置

### 1 学校給食対策

学校長は、当該学校の給食施設・設備・物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り、継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努めること。
- (3) 被災地において感染症発生のおそれがあるので特に衛生については、最大の注意をすること。

## 第5節 学校園等の保健管理

災害後の学校園等の保健管理は、次のとおり実施する。

- 1 市及び教育委員会は、学校園長等と協議のうえ、保健室常備の医療器具、薬品の確保及び保健上必要な処置を速やかに完了するよう努める。
- 2 学校園長等は、園児・児童・生徒等に災害時における保健管理について十分周知するよう常に指導し、市及び教育委員会や学校・園・所医（医師会）等と協議し、大阪府茨木保健所・市健康医療部の保健活動に協力する。



## 第6節 学校施設の緊急利用

### 1 事前措置

学校長は、それぞれの地域で被災者の避難所に指定されている場合の学校施設の緊急利用について、本部長と協議し措置を講じる。

### 2 応急措置

学校長は、市長から避難情報が発令された場合、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。

## 第7節 文化財の応急対策

市教育委員会は、指定文化財の所有者又は管理責任者から被災状況の調査結果を受け、府教育委員会に報告する。

また、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対して応急措置をとるよう指導・助言する。

## 第13章 自発的支援の受入れ

### 第1節 ボランティアの受入れ

#### 1 市の活動

市は、府、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

##### (1) 受入れ窓口の開設

市は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、市社会福祉協議会等に要請し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

##### (2) 活動拠点の提供

市は、市内外からのボランティアが、被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、その活動拠点として活動内容に適した公共施設、公共用地等を提供する。

##### (3) 災害ボランティアセンターの活動支援

市は、ボランティアの活動のために必要な資機材、物資の確保に努め、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

#### 2 府の活動

##### (1) 情報の提供

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、大阪府社会福祉協議会を通じて、災害時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックするなど、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

##### (2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティア保険の加入を促進する。

##### (3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

##### (4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

### 3 日本赤十字社大阪府支部の活動

#### (1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

#### (2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

### 4 ボランティアの受入れ

#### (1) ボランティアの活動内容

次のような活動内容についてボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ウ 要配慮高齢者・障害者等への介助
- エ 救助物資の仕分け・配布
- オ その他被災者に対する支援活動

#### (2) 人材の確保

災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大阪府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関に人材確保の要請を行う。

### 5 専門技能者の応援要請

市は、専門知識・技能を持った人材が不足する場合は、中間支援組織や専門家団体等へ専門技能者の応援要請を行う。

## 第2節 民間団体に対する応援要請

大規模な災害により、甚大な被害を受け、市職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは、到底迅速な応急対策が実施できない場合、災害対策基本法第5条第2項による市民の隣保協同の精神に基づく自発的な組織としての自主防災組織・自治会・赤十字奉仕団・防犯協会等のボランティア活動により、円滑に応急対策を実施できるように努める。

### 1 応援要請団体

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) 防犯協会
- (4) 日本赤十字社大阪府支部茨木市赤十字奉仕団
- (5) 災害予防協会

### 2 奉仕作業

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃の実施
- (3) 災害救助及び復旧資材の輸送及び配分
- (4) 避難誘導及び避難者の世話
- (5) 要配慮高齢者・障害者等に対する介護
- (6) 被害に関する各種連絡

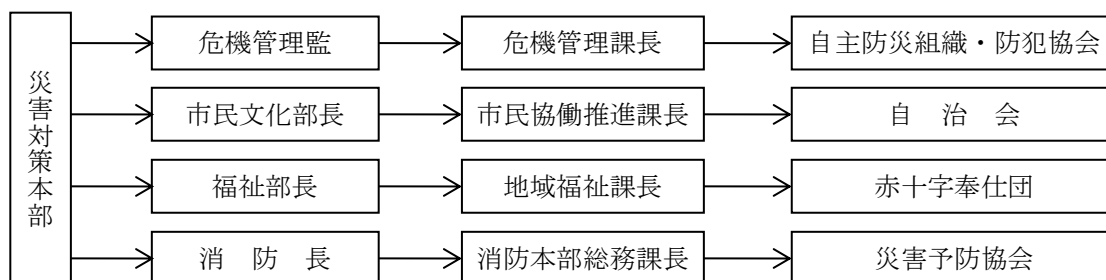
### 3 動員要請方法

災害応急対策実施のため、協力団体による応援を求めたいときは、その業務の種別により、その業務に適応した団体へ応援の要請をする。

また、防災の各関係機関において協力団体の応援を必要とするときは、市の災害対策本部を通じて協力団体の応援を要請する。

なお、協力団体の応援を要請する場合は、業務の内容・場所・人員及び期間等を記載した文書による。ただし、緊急を要する場合は、電話・口頭によって連絡する。

#### 【要請の流れ】



#### 4 義援物資提供の際の住民・企業等における配慮

被災地区に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

#### 5 その他

各団体に応援を受けた市及び関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援した団体の名称及び人員
- (2) 応援した業務の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

## 第3節 海外からの支援の受入れ

### 1 府・国との連絡調整

海外からのボランティア等の支援の受入れについては、府、国と連絡調整のうえ、市災害対策本部でその対応を協議する。

### 2 支援の受入れ

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第14章 被災者の生活支援

### 第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

市は、長期間のオペレーション体制を確保するため、指揮統制部及び総務対策部を中心に業務継続に必要な人員の調整を行い、必要に応じて中長期間の人的応援を府や他の市町村、民間事業者等に要請する。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。



## 第2節 市民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた市民災害相談窓口を設置する場合は、民間事業者等へ一部業務を委託して人員の確保を図り、問合せや相談内容等を分析して市民ニーズを見極め、被災者の生活支援につながる情報発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

### 第3節 住宅対策

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

#### 1 住家の被害認定調査の実施

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

##### (1) 現地調査の実施

###### ア 第一次判定

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

###### イ 第二次判定

第一次判定において、浸水が床上まで達しているとされた住家及び再調査申請のあった住家について、外観目視調査及び内部立入調査により部位による判定を実施する。

##### (2) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

#### 住家等被害の認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）

第14章 被災者の生活支援

被害種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 2 罹災証明書等の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### (1) 被災者台帳の作成

本部長（市長）は、被災状況を調査のうえ、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に

整備・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

市は、被災者への援護の遺漏がないよう、作成した被災者台帳を厳重に管理する。また、市外へ避難、転居した被災者に対しても、必要な支援を継続する。

#### (2) 罹災証明書の発行

市は、住家に被害を受けた被災者に対して遅滞無く罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書を発行するために、予め発行方法、発行時期、申請方法等について市民へ周知する。

#### (3) 罹災届出証明書の発行

市は、非住家の被害や、罹災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、本人の申請に基づき罹災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。

### 3 応急仮設住宅の建設・管理

#### (1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用により府知事が行い、市長はこれに協力する。

#### (2) 用地の選定

建設予定地は、交通の便、教育、水道、保健衛生等を考慮して一時避難地等の用地を優先して選定する。なお、私有地については、所有者と協議のうえ選定する。

#### (3) 入居基準

住家が全壊又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

#### (4) 府知事が設置する応急仮設住宅の管理について、市長はこれに協力する。

### 4 応急仮設住宅の運営管理

府及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための健康管理支援等を行う。また、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 5 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅・空き家等を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

## 6 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

## 7 被災住家の応急修理

市は府から委任を受けて住宅が半壊、大規模半壊又はこれらに準ずる程度の被害を受け、当面の日常生活が営むことができない者の住宅居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

## 8 住宅に関する相談窓口の設置等

市及び府は住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

市及び府は、民間賃貸住宅等への被災者の円滑な入居を確保するため、空室等の状況把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

## 9 住居障害物の除去

市は府から委任を受けて、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に土石、竹木等が運びこまれているため生活に支障を来している場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

## 10 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でない判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。